

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月21日

【発行者の名称】 インドネシア共和国  
(Republic of Indonesia)

【代表者の役職氏名】 財務省 予算財務・リスク管理局局長  
スミント  
(Suminto, Director General of Budget Financing and Risk Management of the Ministry of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 山下 淳  
弁護士 榎本 涼  
弁護士 吉田 有輝

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03)6889-7000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2026年4月13日
効力発生日	2026年4月21日
有効期限	2028年4月20日
発行登録番号	8 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円
発行可能額	6,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年4月21日（提出日）である。

【提出理由】 2026年4月13日提出の発行登録書に一定の記載事項を追加し、同発行登録書に記載の参照書類と同種の書類が新たに提出されたため参照情報を更新し、また、同発行登録書に添付の「発行者の概況の要約」と題する書面を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。  
(訂正内容については、本文を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

#### <第(未定)回インドネシア共和国円貨債券(2026)および第(未定)回インドネシア共和国円貨債券(2026)(ブルーボンド)に関する情報>

##### 第1【募集債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

注1：財務省を通じて行われるインドネシア共和国（以下「発行者」、「共和国」または「インドネシア共和国」という。）は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として指名しており、円貨債券（以下「円貨債券」という。）および/または円貨債券（ブルーボンド）（以下「ブルーボンド」という。）を単数本または複数本立てで起債する予定である（かかる債券を以下「本債券」と総称する。）。実際に発行される本債券の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、各種類の債券の情報が当該債券の見出しの下に記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。また、円貨債券またはブルーボンドは、実際には発行されない場合がある。

注2：本「第1 募集債券に関する基本事項」には、インドネシア共和国が発行する第(未定)回インドネシア共和国円貨債券(2026)（以下「第(未定)回円貨債券」という。）および第(未定)回インドネシア共和国円貨債券(2026)(ブルーボンド)（以下「第(未定)回ブルーボンド」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの種類の債券ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの種類の債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第(未定)回円貨債券>および<第(未定)回ブルーボンド>の見出しの下に記載された「本債券」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの種類の債券に係る各用語を指し、いずれかの種類の債券に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの種類の債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの種類の債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの債券、それぞれの債券の債権者およびそれぞれの債券の要項は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」および「債券の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの債券に従った当該債券に基づく権利を有する。

##### 1【発行主体】

##### インドネシア共和国

本債券の発行は、インドネシア政府（以下「政府」という。）により授権されており、インドネシア共和国の財務大臣により、国債に関する2002年法律第24号（金融部門の発展および強化に関する法律2023年第4号ならびに刑事罰の調整に関する法律2026年第1号（以下「2026年法律第1号」という。）による改正も含む。）（以下「2002年法律第24号」という。）第4節に定められる第5条、第6条および第7条に従って、インドネシア銀行との協議およびインドネシア共和国の議会による事前承認に基づき実施される。当該法律には発行限

度額の定めはない。しかしながら、国債の発行は、適用される各財務年度の国家予算法において決定される年次予算計画を条件とする。インドネシア共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

本債券の授権に関する実行は、財務省内の職員への委任形式による財務大臣の権限委譲に関するインドネシア共和国の財務大臣令2025年第167号（以下「政令2025年第167号」という。）（政令2025年第167号の改正に関するインドネシア共和国財務大臣令2025年第227号により改正済み。）、ならびに／または予算財務・リスク管理の実行に関する財務大臣令、ならびに国際市場における外貨建て国債の売付けおよび買戻しに関する財務大臣規則第215/PMK.08/2019号の第2条および第36条に基づき、財務省の予算財務・リスク管理局局長に権限委譲されている。

予算財政の割当ては、2026年会計年度国家歳入歳出予算に関する2025年法律第17号（以下「2025年法律第17号」という。）第23条第（2）項および2026年会計年度国家予算の詳細に関する2025年大統領規則第118号（以下「2025年大統領規則第118号」という。）に定められている。国家予算において関連する科目は「国債（純額）」であり、2026年の国債の発行限度額（純額）は、2025年大統領規則第118号の別紙VIIの「A.1 国債（純額）」に規定されているとおり、799,534,753,376,000ルピアである。

## 2【募集要項】

### < 第（未定）回円貨債券 >

債券の名称	第（未定）回インドネシア共和国円貨債券（2026）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	（未定）
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	（未定）	利率	年（未定）%
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日	申込期間	2026年（未定）月（未定）日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注） 本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等（以下「業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

### < 第（未定）回ブルーボンド >

債券の名称	第（未定）回インドネシア共和国円貨債券（2026）（ブルーボンド）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	（未定）
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円 につき100円
発行価額の総額	（未定）	利率	年（未定）%
償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日	申込期間	2026年（未定）月（未定）日
申込証拠金	なし	払込期日	2026年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注） 本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡および本債券に関するその他の事項については、

振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等（以下「業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

## 引受けの契約の内容

本債券の発行および募集に関する元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は、以下のとおりである。

### < 第（未定）回円貨債券 >

会社名	住所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

## 元引受けの条件

本債券の発行総額は、共和国と共同主幹事会社との間で2026年（未定）月（未定）日に調印される予定の元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の（未定）%に相当する金額である。

### < 第（未定）回ブルーボンド >

会社名	住所	引受金額 (百万円)
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号	
合計		(未定)

## 元引受けの条件

本債券の発行総額は、共和国と共同主幹事会社との間で2026年（未定）月（未定）日に調印される予定の元引受契約に従って共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の（未定）％に相当する金額である。

## 債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

2002年法律第24号および数回にわたる改正として、1999年法律第23号の第2回改正に関する2008年法律第2号の代行政令の制定に関する2009年法律第6号、金融システム危機の予防および対応に関する2016年法律第9号、金融部門の発展および強化に関する2023年法律第4号により改正され、法律2026年第1号により最後に改正されたインドネシア銀行に関する1999年法律第23号（その施行規則を含む。）に基づき、インドネシア銀行は、共和国による債券の発行に関する一定の事務行為を行うことを委任されており、また、財務代理人、発行代理人および支払代理人を任命する権限を与えられている。

共和国およびインドネシア銀行は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。）に委託するものとする。財務代理人は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、共和国、インドネシア共和国の法令に基づき財務代理人を任命する権限を有するインドネシア銀行および財務代理人との間の2026年（未定）月（未定）日付で調印される予定の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	日本国東京都千代田区大手町一丁目5番5号

インドネシア銀行は、随時財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職するものとする（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人および支払代理人として行為する資格を有する者でなければならない。）。かかる変更の場合、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告する。

振替機関が共和国に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をした場合、インドネシア銀行は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、業務規程等に基づき発行代理人および支払代理人として行為する資格を有する者でなければならない。）、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項および財務代理契約において当初から財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、債券の要項、財務代理契約および業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

本「第1 募集債券に関する基本事項」において、振替機関という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含む。

## 財務上の特約

担保提供制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項(2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他(3)」を参照のこと。

### 3【利息支払の方法】

#### <第(未定)回円貨債券>

本債券は元金残高に対して年(未定)%の利率による利息を付す。

本債券は2026年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から利息を付し、かかる利息は、2026年(未定)月(未定)日を初回として、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日の年2回、各々その日(当日を含む。)までの6か月分を後払いで支払う。

#### <第(未定)回ブルーボンド>

本債券は元金残高に対して年(未定)%の利率による利息を付す。

本債券は2026年(未定)月(未定)日(当日を含む。)から利息を付し、かかる利息は、2026年(未定)月(未定)日を初回として、毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日の年2回、各々その日(当日を含む。)までの6か月分を後払いで支払う。

#### <共通事項>

本「3 利息支払の方法」において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、業務規程等に従って計算されるものとする。

本債券の利息は、償還期日後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従ったいずれかの本債券の償還を怠った場合は、未償還の本債券の元金額に対して、償還期日（当日を含まない。）から当該未償還の本債券の元金額の償還が実際に行われた日（当日を含む。）までの期間の実日数（1年365日の日割計算による。）につき上記に定める利率による利息が日本円で支払われるものとする。ただし、かかる期間は、業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、自己が受領した本債券の全額償還のために必要な資金を、本債券の振替を行うために振替機関に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えないものとする。ただし、業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は、下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えないものとする。

#### 4【償還の方法】

##### （1）満期償還

###### <第（未定）回円貨債券>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

###### <第（未定）回ブルーボンド>

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に、本債券の金額に等しい金額により償還される。

###### <共通事項>

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、共和国は、本債券の元利金の全部または一部について、支払期日前に償還または支払いを行うことはできない。

##### （2）買入消却

共和国は、公開市場その他において本債券を随時任意の価格で買い入れることができ、また、適用ある法律および業務規程等に別段の定めがある場合を除き、自己の選択により、買い入れた本債券を消却することができる。

#### 5【元利金支払場所】

本債券の元利金は、振替法および業務規程等に従い、支払代理人により本債権者に対して、（ ）当該本債権者が機構加入者の場合には、直接、（ ）その他の場合には、当該本債権者が本債券を記録させるために口座を

開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が共和国から受領した本債券の元利金の支払いに必要な金額を関連する機構加入者に配分した時点で、共和国は、債券の要項に基づく支払義務から免除される。

支払代理人が、支払期日が到来している本債券の元利金の全額を、かかる支払期日より後に共和国から受領した場合、財務代理人は、本債権者に対し、その旨ならびに支払方法および支払日について実務上可及的速やかに、ただし、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に公告する。支払代理人がかかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日（またはその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、支払代理人がかかる金額を受領した旨ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および（または）支払日を公告し、後日、かかる金額の支払方法および（または）支払日が確定した場合には、実務上可及的速やかに、本債権者に対し、かかる支払方法および（または）支払日を公告する。かかる公告に関して生じた一切の費用は、共和国が負担するものとする。

本債券の元利金の支払期日が営業日（以下に定義する。）ではない場合、本債権者は、翌営業日まで支払期日の到来したかかる金額の支払いを受領する権利を有しないものとし、また、かかる支払いの繰延べについての追加の利息の支払いその他の支払いを受領する権利を有しない。

本「第1 募集債券に関する基本事項」においては、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が一般業務（外国為替取引および外貨預金を含む。）を行うために営業している日をいう。

## 6【担保又は保証に関する事項】

### （1）本債券の地位

本債券は、共和国の十分な信頼と信用にかけて誓約される、共和国の直接、一般、無条件、無担保（本「6 担保又は保証に関する事項（2）」の規定に従い将来において本債券に対して担保が提供される場合を除く。）かつ非劣後の対外債務（以下に定義する。）を構成しており、今後も構成することになる。本債券は、本債券相互間で優先劣後することなく、また、共和国の他の全ての無担保かつ非劣後の対外債務と同順位であり、今後も同順位となる。本「6 担保又は保証に関する事項（1）」は、共和国の他の対外債務における類似の条項と同様に、共和国が本債券に基づく支払いを、当該他の対外債務に基づいて行われる支払いと比例的に行うことを要求していると解釈されてはならないことが了解されている。

### （2）担保提供制限

本債券のいずれかが未償還である限り、共和国はその公的対外債務（以下に定義する。）を担保するために、同国がその現在または将来の歳入、財産、資産の全部または一部に対して、許容担保権（以下に定義する。）を除き、いかなる抵当権、留置権、先取特権、質権またはその他の担保権（以下「担保権」と総称する。）も設定または設定を許可しないものとする。ただし、本債券のために、かかる公的対外債務と同等かつ比例的に担保が提供される場合はこの限りでない。

疑義を避けるために付言すると、インドネシア銀行の外貨準備は上記約束の対象ではないため、インドネシア銀行は将来において、本債券に基づく支払金額のための担保を提供することなく、かかる外貨準備により担保される公的対外債務を負う場合がある。

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他(3)」について、以下の用語はそれぞれ下記の意味を有するものとする。

「対外債務」とは、債務の条件によりインドネシア共和国の法定通貨以外の通貨で表示されもしくは支払われる、または、かかる債務を有する者の選択により当該通貨により支払われる債務をいう。

「債務」とは、現在または将来の借入債務または借入債務の保証をいい、共和国によりかつ共和国の名においてなされ、かつ、共和国の十分な信頼と信用の裏付のあるものをいう。インドネシア共和国の法律上、共和国とは別個の法主体または制定法上の機関を構成する国有企業またはその他の機関、当局、部署もしくは補助部門が行った借入は、かかる債務が共和国の十分な信頼と信用を伴わないものである場合、本定義において、「共和国によりかつ共和国の名において」なされる借入に含まれないものとする。

「許容担保権」とは担保権のうち以下のものをいう。すなわち、( )すでに担保権が設定されているか担保権を設定することがすでに認められている財産の取得、建設または開発のための資金調達またはリファイナンスのためにのみ共和国が負担し、引き受けまたは保証する公的対外債務を担保するための担保権で、かかる財産以外の共和国のいかなる財産をも担保対象としない担保権(ただし、建設の場合には、建設用の未開発の不動産、公的対外債務を創出する債券募集の手取金を建設において使用するまで一時的に預託する信託口座、および建設される不動産の運用から生じる収益または不動産の滅失毀損を担保対象とすることができる。)、( )財産または資産の取得時にそれらに設定されていた(または、かかる取得前にかかる取得を予定せずに締結された契約に従い財産または資産が取得された後に生じた)担保権で、かかる担保権の延長および更新が、当初の担保付資金調達の延長または更新を担保するためにかかる担保権の対象である当初の財産または資産のみを対象とする担保権、( )上記( )において認められた債務の更新、延長または代替から生じる担保権(ただし、当該公的対外債務の元本は増額されない。)、( )満期が1年以下の公的対外債務の返済を担保するための、共和国の通常の借入行為において生じた担保権、( )本債券の発行日現在において存在する担保権、( )差押命令、動産差押その他誠実に争われている裁判手続に関連して生じる同様の司法手続に基づく担保権、または、( )法の作用により発生する担保権(ただし、共和国は、いかなる公的対外債務の返済の担保のためにもかかる担保権を設定せず、また、設定を許可しない。 )。

「公的対外債務」とは以下の対外債務をいう。すなわち、( )資本市場において公募または私募により発行されるもの、( )債券、債務証券、ノートその他同様の証券または振替決済制度の形式によるもの、もしくはこれらにより表象されるもの、および( )証券取引所、自動取引システム、店頭取引その他の証券市場において値付けされ、上場されまたは通常売買されているもの、もしくはそれらにおいて値付けされ、上場されまたは通常売買される適格性を有するもの。

本「6 担保又は保証に関する事項(2)」に従い共和国が本債権者に担保権を提供する場合、共和国は、適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、かかる条項に必要な一切の手続(かかる担保権の適法かつ有効な設定および対抗要件の具備を含むが、これらに限定されない。)をとり、またはとらしめるものとする。かかる手続(かかる担保権の適法かつ有効な設定および対抗要件の具備が含まれるが、これらに限定されない。)が完了した場合、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い本債権者に対し、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項(2)」および適用ある法令に従い、本債権者の利益のために、適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備している旨を公告する。本「6 担保又は保証に関する事項(2)」に定める手

続ならびにかかる担保権の維持および実行に要する合理的な範囲の費用（上記公告に関し生じる費用を含む。）は、共和国が負担するものとする。

共和国は、本債券の全額償還のために必要な資金が関連する機構加入者に配分された時点で本「6 担保又は保証に関する事項（2）」に基づくその義務から免除される。

## 7【債券の管理会社の職務】

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

## 財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および業務規程等に定める義務を履行し職務を行うものとする。財務代理人は、共和国およびインドネシア銀行の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理もしくは信託関係を有するものではない。債券の要項が添付される財務代理契約の写し（インドネシア語版を含む。）は、本債券の全額が償還された日から1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、本債権者はこれを通常の営業時間に見学または謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

## 8【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上に当たる本債券を保有する本債権者が書面により債権者集会の開催を共和国を代理する財務代理人に対しその本店において共同または単独で請求した場合（かかる本債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書（下記「12 その他（3）」において定義される。）を提示しているものとする。）または共和国が債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知を行った場合、共和国は本債権者の利害に関する事項を議題とする債権者集会の招集を行うものとする。

債権者集会が招集される場合、下記「11 公告の方法」に従って共和国は当該債権者集会の招集について当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本債権者に対して公告し、かつ、財務代理人に共和国のために、債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をとるようにさせるものとする。

本債権者は、自ら出席しまたは代理人により債権者集会に出席することができる。共和国は、その代表者を債権者集会に出席させ、かかる集会において共和国の意見を明らかにすることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（共和国が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、共和国または共和国のために財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。債権者集会において、各本債権者は、当該本債権者が保有する本債券の元金額（償還済みの額を除く。）の割合に応じた議決権を有するものとする。ただし、本債権者は、保有証明書を、当該債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに財務代理人の本店において財務代理人に対して提示しなければならず、かつ、当該債権者集会の開催日にかかる集会において共和国または財務代理人に対し提示しなければなら

ないものとする。なお、当該本債権者は、交付を受けた保有証明書を振替機関または関連する口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

当該債権者集会の決議は、当該債権者集会に出席し、当該債権者集会において議決権を行使する権利を有する本債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) 全ての未償還の本債券に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) 全ての未償還の本債券に関する訴訟手続（破産手続その他類似の手続を含む。）に関する事項
- (c) 債権者集会において決議すべき事項の決定について、債権者集会の決議により指名および授権される本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも本債券の総額（償還済みの額を除く。）の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表債権者」という。）もしくは債権者集会の決議により指名および授権される債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

本「第1 募集債券に関する基本事項」において、「特別決議」とは、その時点で未償還の本債券の総額の2分の1以上に当たる本債券を保有する本債権者が出席する債権者集会において、当該債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

上記にかかわらず、共和国または本債権者が債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本債権者の全員が書面または（共和国が電磁的方法による同意の意思表示を認める場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の債権者集会の決議があったものとみなす。本規定に従い、債権者集会の決議があったものとみなされた場合、共和国は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知するものとする。

かかる決議は、適用ある法律により認められる範囲で、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、全ての本債権者を拘束するものとし、また、かかる決議は、代表債権者または決議執行者により執行されるものとする。

本「8 債権者集会に関する事項」においては、（ ）代理人または書面もしくは（共和国が電磁的方法による議決権の行使を認めている場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、また、（ ）共和国がその時点で保有する本債券および共和国が財務代理人に対し交付した本債券（ただし、上記「4 償還の方法」に従い財務代理人により消却されていないもの）は、これを除外し、未償還でないものとみなす。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」に基づく手続に要する合理的な範囲かつ通常発生する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

## 9【課税上の取扱い】

### (1) 税制変更による追加額の支払い

本債券に関する元利金の共和国による一切の支払いは、インドネシア共和国またはインドネシア共和国のもしくはその域内の下部行政組織もしくは課税当局により課され、または徴収される現在または将来の税金、課徴金、関税、賦課金その他のあらゆる種類の公租公課（以下「公租公課」という。）についての源泉徴収または控除がなされることなく行われるものとする。ただし、インドネシア共和国の法律により共和国が公租公課について源泉徴収または控除を義務づけられる場合は、この限りでない。かかる場合、共和国は、源泉徴収または控除が行われなければ受領されるはずであった金額と同じ金額を受領するのに必要な追加金額（以下「追加金額」という。）を本債権者に支払うものとする。ただし、下記の場合については、かかる追加金額は支払われないものとする。

- ( ) 本債権者が、本債券を所有もしくは保有しているに過ぎない関連性または本債券についての元利金の支払いを受けているに過ぎない関連性以上のインドネシア共和国との関連性を有しているまたは有していたために公租公課に対する責任を負う場合。
- ( ) （追加金額の支払いのための必要書類を本債権者が提示することが義務付けられている場合において）本債権者が、本債権者に対する追加金額の支払いが可能となった日から30日以内にかかる必要書類を提示しなかった場合。ただし、かかる本債権者が、かかる30日の期間の最終日において、かかる支払いのための必要書類を提示すれば追加金額を受領することができたであろう場合は、この限りでない。
- ( ) 本債権者が、受託者もしくはパートナーシップである場合またはかかる支払いに関する単独の実質的権利者でない場合。ただし、これは、かかる受託者に関する受益者もしくは委託者、またはかかるパートナーシップのメンバーまたは実質的権利者が、本債権者であったならば追加金額を受領することができない受益者もしくは委託者、またはメンバーまたは実質的権利者であって、税務上、かかる支払いをそれらの収入に含めることが義務づけられている場合に限られる。

本「第1 募集債券に関する基本事項」（ただし、本「9 課税上の取扱い（1）」を除く。）において本債券の元金または利息という場合、これは、本「9 課税上の取扱い（1）」に基づき支払対象となりうるそれらの追加金額も含まれるとみなされる。

以下は本債券に関するインドネシア共和国および日本国における課税関係の取扱いにつき、それぞれインドネシア共和国および日本国の税法および実務に基づいて概略を述べたものにすぎない。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談すべきである。

### (2) インドネシア共和国の租税

事業活動を容易にする支援のための税制上の取扱いに関する2021年政府規則第9号（商品およびサービスに対する付加価値税ならびに嗜好品に対する売上税の実施に関する2022年政府規則第44号、ならびに税務上の権利の行使および義務の履行手続きに関する2022年政府規則第50号による改正を含む。）および国際市場で発行

された国債の利子または補償に関して政府が負担すべき所得税ならびに国際市場における国債の発行および / または償還 / 交換の際に政府に提供されるサービスに対する第三者所得に関する財務大臣規則第 213/PMK.010/2021号に基づき、インドネシア共和国における本債券の利息の支払いは、共和国により、単純DTP方式（*Pajak Ditanggung Pemerintah*、政府による税負担）と呼ばれる方法（この方法の下では、粗利子額は本債権者が受領する純受取利息額と同額になる。）によって行われる。この方式において、本債券の利息の支払いに係る追加金額の金額は、表面金利額に非居住者である本債権者（インドネシア共和国に恒久的施設を持たない者）に対して適用される税率10%を掛けることによって算出される。

共和国および日本国における法制度および会計制度の違い、ならびに租税の取扱いおよび実務の違いから、共和国によって源泉徴収または控除されるインドネシア共和国の租税および単純DTP方式の下で共和国によって支払われる追加金額を、日本国の法令（所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定を含む。）上のように扱うべきかには不確実性が残る。しかし、本書の日付現在入手可能な情報に基づき、日本国の所轄官庁は、日本国の税務上、（ ）かかるインドネシア共和国の租税は、本債権者が負担する費用または本債権者が負う租税債務として扱われるべきではなく、したがってまた、（ ）かかる追加金額は本債権者が受領する収入として扱われるべきではない旨の見解を有していると理解される。かかる理解を踏まえると、追加金額の金額は、原則として日本国における源泉税の対象になるべきものではないと考えられる。本債券に投資しようとする投資家は、本債券の取得もしくは処分または本債券に関する支払いの受領の税効果について自身の税務顧問に相談すべきである。

### （ 3 ）日本国の租税

#### 日本国の居住者および内国法人

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）および本債券の譲渡によって生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより原則として課税対象となる。

#### 非居住者および外国法人

非居住者および外国法人が支払いを受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）および本債券の譲渡によって生ずる所得は、当該非居住者および外国法人が日本国内に恒久的施設を有していない場合は、原則として日本国において課税対象とならない。日本国内に恒久的施設を有する非居住者および外国法人が支払いを受ける本債券の利息、償還差益（本債券の償還金額が本債券の取得価額を上回る場合の超過額）および本債券の譲渡によって生ずる所得は、かかる利息、償還差益および所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

### 10【準拠法及び管轄裁判所】

（ ）共和国による本債券の発行に関する授權（これはインドネシア共和国の法律に準拠するものとす  
る。）ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項（2）」に規定される担保権の設定、有効性および強制執行力に関する事項を除き、本債券ならびに本債券に基づき生じる本債権者を含む関係する全ての当事

者の一切の権利および義務は、全ての点について日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従って解釈されるものとする。

債券の要項に別段の定めのない限り、本債券に関する債務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に起因または関連する共和国に対する一切の訴訟その他の裁判上の手続は、東京地方裁判所に提起することができ、共和国は、当該裁判所の管轄権に服することを明示的、無条件かつ取消不能の形で合意する。共和国に対するかかる訴訟その他の裁判上の手続は、インドネシア共和国でかかる訴訟またはその他の訴訟手続を審理する管轄権を有する裁判所においても提起することができる。

共和国が、共和国自体または共和国の財産もしくは歳入のために、管轄権、強制執行、裁判前手続、差止命令およびその他一切の司法手続および訴訟上の救済からの免除を求めることができる場合で、かつ、当該免除（かかる免除が主張されているか否かは問わない。）が共和国自体または共和国の財産もしくは歳入に起因する場合に限り、共和国は、本債券に基づいて生じる紛争、訴訟、処分もしくは手続（以下「紛争手続」と総称する。）に関する免除を主張せず、また、取消不能の形でかつ無条件にかかる免除を放棄することに合意する。また、共和国は、訴訟上の救済が与えられることまたは司法手続（これには紛争手続に係る管轄権、強制執行、裁判前手続および差止命令が含まれるが、これらに限定されない。）が開始されることにつき取消不能の形でかつ無条件に同意する。疑義を避けるために付言すると、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に定めるいかなる免除の放棄も、（ ）アメリカ合衆国の連邦法または州法の証券法に起因するかまたはこれらに基づき共和国に対して提起された訴訟、（ ）インドネシア共和国の法律に基づく差押、（ ）1961年調印の「外交関係に関するウィーン条約」において定義される、現在もしくは将来の「使節団の公館」、（ ）1963年調印の「領事関係に関するウィーン条約」において定義される「領事機関の公館」、（ ）インドネシア共和国の国内その他の場所においてもっぱらまたは主として政府のためにもしくは公用目的のために使用されているその他の財産もしくは資産、（ ）軍用資産・財産もしくは共和国の軍事関連資産・財産または（ ）共和国および/もしくはインドネシア銀行の文化遺産の一部を成す資産・財産に関連する免除の放棄を含まない。

共和国は、本債券または債券の要項に起因または関連して日本国において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判上の手続につき、共和国の権限ある送達代理人として、日本国東京都所在のインドネシア銀行の代表事務所のその時々代表者を指名し、送達を受けるべき場所として、インドネシア銀行の代表事務所のその時々住所（現住所：〒100-7026日本国東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー2619号室）を指定する。また、共和国は、本債券のいずれかが未償還である限り、常に当該指名および指定が完全な効力を有し、かつ、かかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）をその時々においてなすことを約束する。上記の日本国東京都所在のインドネシア銀行の代表事務所の代表者がなんらかの理由によりかかる権限ある送達代理人としての職務を遂行することが不可能となった場合、共和国は、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある送達代理人を指名し、かつ、当該指名が効力を有するために必要な一切の行為をなすことを約束する。共和国は、実務上可及的速やかに、財務代理人に対し、かかる後任の送達代理人を通知し、かつ、その旨を公告する。なお、日本国東京都所在のインドネシア銀行の代表事務所の代表者およびこれを承継する送達代理人は、アメリカ合衆国の連邦法または州法の証券法に基づく訴訟における送達代理人ではない。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められるその他の方法により送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

## 1 1 【公告の方法】

本債券に関する本債権者に対する全ての公告は、東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行うものとする。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。各本債権者に直接通知することは要さない。債券の要項に基づき共和国が行う全ての公告は、共和国の請求に基づき、財務代理人が共和国に代わりこれを行う。

本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

## 1 2 【その他】

### ( 1 ) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が本債券の債券の発行を要求することができる」と振替法に定められる例外的な場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、発行される本債券の債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、また、本債権者は、本債券の債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本債券の債券が発行された場合、本債券の元利金の計算および支払いの方法、本債権者による本債券に基づく権利の行使および本債券の譲渡、ならびに本債券に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。かかる場合には、財務代理人が本債券についての支払代理人を務めるものとする。ただし、当該財務代理人が本債券についての支払代理人を務めることができない場合は、かかる事態に関連する事項はその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。共和国は、実務上可能な限り、かつ遅滞なく、上記事項について本債権者に対し公告する。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法律および規則ならびに日本国の市場慣行が優先する。

本債券の債券の当初の発行に関する一切の合理的な範囲の費用は共和国の負担とする。

### ( 2 ) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

### ( 3 ) 債務不履行事由

インドネシア共和国における政府の決定、命令または制定法を理由とするものであるか否かにかかわらず、本「12 その他( 3 )」の下記(a)ないし(e)に定めるいずれかの事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続する場合、本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において、共和国に対して書面による通知（これには、直近上位機関が発行する本債券の保有を証する証明書（以下「保有証明

書」という。)が添付される。)を行うことにより、当該本債権者が保有する本債券が直ちに期限の利益を喪失する旨を宣言することができるものとする。

- (a) (不払い)本債券の元金または利息の支払いが、支払期日から30日以内に行われない場合。
- (b) (その他の義務の違反)共和国が、本債券におけるその他の誓約を履行しない場合で、かかる不履行が、本債権者から共和国に対し、財務代理人の本店において、かかる不履行についての最初の書面による通知が行われてから60日間継続する場合(かかる通知時には、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示するものとする。)
- (c) (クロス・アクセラレーション)元本総額が50,000,000米ドル(または、その他の通貨によるその相当額)を超える公的対外債務の期限の利益を喪失した場合(ただし、任意のまたは強制的な繰上返済または繰上償還の場合を除く。)
- (d) (クロス・デフォルト)公的対外債務に関して(満期、期限の利益の喪失その他の理由により)支払期日の到来した、50,000,000米ドル(または、その他の通貨によるその相当額)を超える元本、利息または利益(スクーク(イスラム債)の場合)の支払いが、適用ある支払猶予期間および権利放棄期間が終了しても行われず、かかる不払いが、本債権者から共和国に対し、財務代理人の本店において、かかる不払いについての書面による通知が行われてから30日以内に治癒または放棄されない場合(かかる通知時には、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示するものとする。)
- (e) (支払猶予)共和国が、公的対外債務に対する元本、利息または利益(スクーク(イスラム債)の場合)について支払いの猶予を宣言した場合。

本債権者によるかかる宣言があった場合、財務代理人が共和国のために当該書面による通知を受領するより前に共和国がかかる全ての債務不履行事由を治癒していない限り、当該本債権者が保有する本債券は直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額に等しい価額で経過利息(もしあれば)と合わせて支払われるものとする。

いずれかの債務不履行事由が生じた場合、または時の経過もしくは通知の付与もしくはその両方により債務不履行事由を構成することとなる事態が生じた場合、共和国は、財務代理人に対し直ちにその旨を通知したうえ、本債権者に対し、遅滞なくその旨を公告するものとする。

本債券について、本「12 その他(3)」に従いかかる本債券の満期前に期限の利益が失われた場合、共和国は、遅滞なくその旨を公告するものとする。

本「12 その他(3)」に基づく手続に要する一切の費用は、共和国が負担するものとする。

#### (4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、財務代理人が共和国に代わりこれを作成のうえ管理し、その本店に備え置くものとする。

#### (5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる

判決または命令に関して本債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円で受領したまたは回収した金額の範囲でのみ共和国を免責するものであり、また、関連する法律により認められる範囲に限り、共和国は本債権者に対し、( )日本円による表示額がかかる判決もしくは命令(またはその一部)のために当該他の通貨に換算された(または換算されたものとみなされた)日と( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。上記の約束は、共和国の他の義務から独立した別個の債務であり、共和国に対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々を支払いを猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にもかかわらず完全かつ有効に存続するものである。

## (6) 言語

債券の要項は、拘束力のない英語訳とともに、インドネシア共和国の国旗、国語、国章および国歌に関する2009年法律第24号およびインドネシア語の使用に関する2019年大統領規則第63号(以下「2019年大統領規則第63号」という。)(以下「言語法」と総称する。))に定めるところに従い、日本語およびインドネシア語双方により作成される。債券の要項の日本語版およびインドネシア語版の間で意味に相違がある場合または齟齬がある場合は、あらゆる点(債券の要項の解釈を含むが、これに限らない。))において日本語版が優先し、インドネシア語版は日本語版に従って、また日本語版と矛盾しないように解釈され、または訂正されるものとする。疑義を避けるために付言すると、債券の要項のインドネシア語版の存在は、いかなる当事者によっても、日本語版に基づく当事者の権利義務を重複させまたは倍加させるものであると解釈されてはならない。

共和国は、また各本債権者は本債券を買い受けることにより、いかなる法域においても、その手段または場所を問わず、言語法またはその施行規則の不遵守を理由として、( )本債券、債券の要項もしくは債券の要項において企図される取引の有効性を争わないこと、または異議を述べないこともしくは異議の申立てを行わないこと、( )債券の要項に基づく共和国の義務の不履行または違反に抗弁を主張しないこと、および( )本債券もしくは債券の要項が公序良俗に反する旨、または本債券もしくは債券の要項が、各々の条項に従い共和国に対して強制執行可能である共和国の適法、有効かつ拘束力を有する債務を構成するものではない旨の申立てを行わないことに合意し、また他の当事者がこれらを行うことを許可せずまたは補助しないことに合意する。

## (7) 信用格付

### (a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、共和国の依頼により、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。))第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。))によって提供されまたは閲覧に供される信用格付(予定を含む。))はない。

### (b) 無登録格付業者による信用格付

本債券について、共和国は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。))、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。))およびフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。))(これらは全て信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。))に依頼しており、本債券の発行条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

なお、共和国は、S&Pから2019年5月31日にBBBの長期ソブリン信用格付（外貨建）を、ムーディーズから2018年4月13日にBaa2の長期発行体およびシニア無担保格付（外貨建）を、また、フィッチから2017年12月20日にBBBの長期外貨建および現地通貨建発行体デフォルト格付をそれぞれ取得しており、本書の日付現在、かかる格付に変更はない。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、S&P、ムーディーズおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&P、ムーディーズおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

#### （8）投資にあたり留意すべき事項

本債券への投資は様々なリスクを伴うが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものである。本債券への投資を検討するにあたっては、本債券の取得検討者自らまたは必要に応じて外部からの助言等に基づいてリスク要因を調査、検討または精査すべきである。

##### 金利変動リスク

日本国における金利水準の変動は、円建債券である本債券の価格の変動要因となる。一般に、金利水準が上昇（低下）した場合には、債券価格は下落（上昇）する。

##### 信用リスク

本債券の債券価格は、共和国の政治・経済情勢（革命、戦争、内乱、社会不安等のリスクを含むが、これらに限定されない。）、財政状況、外貨準備高、外国為替・送金停止措置の実施および格付等の信用状況等により変動する。また、共和国の政治・経済情勢（革命、戦争、内乱、社会不安等のリスクを含むが、これらに限定されない。）または財政状況の悪化、外貨準備高の不足、外国為替・送金停止措置の実施等によっては、本債券に基づく義務の履行が行われないうリスクが存在する。

## 流動性リスク

本債券については、上記の金利変動リスクおよび信用リスク、その他金融市場および世界経済の動向等の様々な原因により、本債券売却時に有価証券に対する需要が弱含みであるときは、希望する価格での売却ができないリスクが存在する。

## カウンターパーティー・リスク

本債券については、共和国の支払義務不履行のリスクが存在する。

## 法令、税制および会計制度等の変更

本債券に関連する法令、税制および会計制度等（日本国およびインドネシア共和国に関するものを含むが、これらに限定されない。）は、今後変更される可能性がある。かかる変更により、本債券の義務の履行、債券価格等に悪影響が生じるリスクが存在する。

## （ 9 ）言語法に関するリスク

言語法（上記「12 その他(6)」において定義される。）上、インドネシアの組織が当事者である契約書については、インドネシア語で締結することが要求されている一方で、外国の組織が当事者である場合、英語または当該外国組織の国の公用語で作成された契約書を締結することも許容されている。ただし、言語法の解釈および適用の方法については、相当程度不確実性が残り、インドネシアの裁判所が、日本語（当該外国組織の国の公用語）または英語で作成された契約書の優先性を認めるか否かのみならず、日本語（当該外国組織の国の公用語）または英語で作成された契約書を考慮に入れるか否かでさえも定かではない。2014年7月7日に政府は、言語法の一定の規定を施行することを目的として、インドネシア語の言語および文学の発展、振興および保護、ならびにインドネシア語の役割の強化に関するインドネシア共和国の2014年政府規則第57号（以下「2014年政府規則第57号」という。）を公布した。かかる政府規則は、インドネシア語およびインドネシア文学の推進および保護に焦点を当てる一方で、契約上の言語に関する問題には触れてはいないものの、インドネシアの組織を当事者とする契約書は、インドネシア語で締結されなければならないことを強調している（ただし、その他の言語で作成された契約書についても許容されている。）。2014年政府規則第57号の公布に続き、政府は、インドネシアの組織もしくは政府機関またはインドネシア国籍を有する個人が関与する契約書をインドネシア語で作成することを義務付ける、インドネシア語の使用に関する2019年大統領規則第63号を公表した。契約の当事者が外国組織または外国籍を有する個人である場合、翻訳に外国語を使用することができるとされている。

言語法およびその施行規則は、違反に対する制裁を規定していない。ただし、2015年において、インドネシア最高裁判所は、インドネシア語版が添付されていない外国語のみで締結された契約は、言語法違反のみにより無効であるとの判決を下した。一方で、言語法の不遵守は有効な契約の法定要件の充足に影響を及ぼさないとし、インドネシア語版の不存在が必ずしも契約を無効にするものではないとしている判決も存在する。

2023年12月29日、インドネシア最高裁判所は、2023年通達第3号（以下「2023年通達第3号」という。）を発行し、インドネシアの民間団体または個人と外国当事者との間の外国語による合意にインドネシア語版が添付されていなくても、インドネシア語版の省略が当事者の一方による「悪意」の行為によるものであることが証明されない限り、当該合意を無効とすることはできないことを明確にした。

2023年通達第3号においては、政府機関が締結する契約書を直接取り上げてはいないものの、その言語法の解釈は、裁判所が言語法の要件をどのように評価するかについての検討となり、政府債券の文書に関連する可能性がある。

かかる文脈上、本債券の募集に関連する、インドネシアの組織および日本の組織の双方が当事者となっている全ての契約書は、日本語およびインドネシア語（または英語およびインドネシア語）の2ヶ国語で作成される予定である。2019年大統領規則第63号第26条第(4)項に規定されているとおり、当該契約書の言語間で齟齬または不一致がある場合、優先する言語は当該契約書で定められ、本債券の募集に関連する契約書において日本語版（または英語版）が優先する。しかし、共和国は、日本語版（または英語版）が優先するとインドネシアの裁判所が判断することを保証することはできない。加えて、日本語（または英語）の概念については、インドネシア語に相当する用語がない可能性もあり、インドネシア語版が日本語（または英語）の文言の正確な意味を完全に捉えることができない可能性もある。この場合、共和国は、本債券の条件が本書に記載のとおりとなることを保証することはできず、またインドネシアの裁判所がかかる条件を本書において意図されたとおりに解釈および強制執行することを保証することはできない。

#### (10) 強制執行

共和国はインドネシア共和国内の管轄裁判所における訴訟の対象となる。しかし、共和国が所有する財産または資産につき差押えや仮差押えをすることは、国庫に関する2004年法律第1号（新型コロナウイルスの大流行および/または国民経済および/または金融システムの安定性への脅威に対処するための国家財政および金融システムの安定に関する政策に関する2020年法律第1号の代行政令の制定に関する2020年法律第2号による改正を含む。）により禁止されている。また、インドネシア共和国以外の国の裁判所による判決は、インドネシア共和国の裁判所における原債権の訴訟手続において証拠として採用される可能性はあるものの、インドネシア共和国の裁判所において強制執行することはできない。インドネシア共和国の裁判所において、原債権の再審査が改めて行われることになる。

本債券の強制執行に関する詳細は、上記「10 準拠法及び管轄裁判所」を参照のこと。

#### (11) 本債券に関連する投資家の情報開示について

本債券の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社およびSMB C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて共和国に開示、提供および共有される予定である。なお、共和国は当該情報について、本債券の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

#### 第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

#### 第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

< 第（未定）回円貨債券 >

本債券の発行の目的は、財政赤字に係る資金調達（すなわち一般資金調達）である。本債券の手取金は、「国家一般資金勘定」（*Rekening Kas Umum Negara*）に預けられ、2025年法律第17号および2025年大統領規則第118号（これに関して公布される他の規則または政令による改正および／または補足を含む。）に基づくあらゆる政府の支出のために用いられる。

#### <第（未定）回ブルーボンド>

共和国は、本債券の正味手取金相当額を適格支出（下記「第5 その他の記載事項」に記載されている「インドネシア共和国サステナブル政府証券フレームワーク（2025年4月）」において定義される。）に該当するプロジェクトに投資することを意図している。

#### 第4【法律意見】

本債券の募集に係る訂正発行登録書および発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出に係る授権および適法性に関する法律意見書は、かかる発行登録追補書類とともに提出され、当該意見書の内容はかかる発行登録追補書類に記載される予定である。

#### 第5【その他の記載事項】

##### 1. インドネシア共和国サステナブル政府証券フレームワーク（2025年4月）

サステナブル政府証券フレームワーク（2025年4月）（以下「本フレームワーク」という。）は、国の持続可能性に関する目標の達成を支援する環境的および／または社会的な便益をもたらすプロジェクトに対し、今後、どのようにしてインドネシア共和国のサステナブルボンドやサステナブルスクーク（以下「サステナブル証券」と総称する。）により資金を提供していくかを示すために更新されたものである。また、これはインドネシア共和国の持続可能性への歩みにおける進歩をさらに示しており、変化する予算要件や市場基準に沿ったものである。

また、インドネシア共和国は、SDGsの目的との整合性確保を含む本フレームワークの開発支援のために、国際連合開発計画（以下「UNDP」という。）と協働した。

今後、新たに発行されるサステナブル証券は、更新された本フレームワークに定められた基準に従うものとする。各サステナブル証券は、それぞれの発行時における本フレームワークに定められた基準に従うものとする。

報告の一貫性を保つため、従前のサステナブル証券（旧称を「グリーン証券およびSDGs証券」という。）は、更新された本フレームワークで定められた報告基準に従うものとする。インドネシア共和国は、SDGs、ジェンダーやブルーと冠したボンド／スクークなどの特定のプロジェクトや政策に焦点を当てたテーマ型のフォーマットでサステナブル証券の発行を選択することがある。

本フレームワークの下で発行されるサステナブル証券は、適用される以下の各マーケット・スタンダードに適合させるものとする。

- ・ 国際資本市場協会（ICMA）が策定する2021年版グリーンボンド原則<sup>1</sup>（GBP）、2023年版ソーシャルボンド原則<sup>2</sup>（SBP）、2021年版サステナビリティボンド・ガイドライン<sup>3</sup>（SBG）、および2024年版グリーンスクーク、ソーシャルスクークおよびサステナビリティスクーク（GSSスクーク）のガイドンス<sup>4</sup>、またはそれらの更新版
- ・ ASEAN資本市場フォーラム（ACMF）が策定するグリーンボンド基準（GBS）、ソーシャルボンド基準（SBS）、およびサステナビリティボンド基準（SuBS）<sup>5</sup>

更新された本フレームワークは、関連する範囲において、以下の周知のソースを参照して策定されている。

- ・ インドネシア共和国のサステナブル政府証券フレームワーク<sup>6</sup>
- ・ 気候債券イニシアティブ分類（タクソノミー）<sup>7</sup>
- ・ 2023年にアジア開発銀行、ICMA、国際金融公社、国連環境計画、および国連グローバル・コンパクトが発行したサステナブルブルーエコノミー実務者ガイド<sup>8</sup>
- ・ UNDPのブルーファイナンス戦略文書<sup>9</sup>

各サステナブル証券は以下を採用する。

- 1) 調達資金の用途
- 2) プロジェクトの評価・選定のプロセス
- 3) 調達資金の管理
- 4) レポーティング

サステナブル証券は、年限や通貨に制限がなく、いかなる法域や市場においても発行することができる。

サステナブル証券には、インドネシア共和国の資金調達の戦略や計画を反映するため、コベナンツを含む他の条件を規定することができる。

- 1 「Green Bond Principles」 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-100621.pdf>)
- 2 「Social Bond Principles」 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2023-updates/Social-Bond-Principles-SBP-June-2023-220623.pdf>)
- 3 「Sustainability Bond Guidelines」 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>)
- 4 「Guidance on Green, Social and Sustainability Sukuk」 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/ICMA-IsDB-LSEG-Guidance-on-Green-Social-and-Sustainability-Sukuk-April-2024.pdf>)
- 5 「ASEAN Standards」 (<https://www.theacmf.org/sustainable-finance/publications>)
- 6 ROI Sustainable Government Securities Framework 2025 (<https://djppr.kemenkeu.go.id/governmentsecuritiesframework>)
- 7 「CBI Taxonomy」 ([https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds\\_Taxonomy\\_Sep-2021.pdf](https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds_Taxonomy_Sep-2021.pdf))
- 8 「サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド」 (<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>)
- 9 「UNDP Blue Financing Strategic Document」 (<https://drive.google.com/file/d/1UPYq5DV1BbBS8MtqxxFUuZIPPdX10V4P/view>)

## 1.1 調達資金の用途

サステナブル証券の正味調達資金相当額は、「グリーン」/「ブルー」および/または「ソーシャル」に焦点を当てた新規または既存の適格サステナブル支出（以下「適格支出」と総称する。）のファイナンスおよび/またはリファイナンスの全部または一部に充当される予定である。

- ・ 本フレームワークの下で発行されるグリーン/ブルー証券の正味調達資金は、下記1.1.1に定める「グリーン」および/または「ブルー」に焦点を当てた適格支出に充当される。

- ・ 本フレームワークの下で発行されるソーシャル証券の正味調達資金は、本フレームワークの関連するセクションに定める「ソーシャル」に焦点を当てた適格支出に充当される。
- ・ 本フレームワークの下で発行されるサステナブル証券の正味調達資金は、下記1.1.1に定める「グリーン」および/または「ブルー」適格支出の双方、ならびに本フレームワークの関連するセクションに定める適格「ソーシャル」支出に充当される。
- ・ 本フレームワークの下で発行されるSDGs証券の正味調達資金は
  - 下記1.1.1に定める「グリーン」および/または「ブルー」適格支出および本フレームワークの関連するセクションに定める適格ソーシャル支出または
  - 本フレームワークの関連するセクションに定める適格ソーシャル支出に充当される。

インドネシア共和国においては、適格支出は以下のような形態をとることができる。

- 1) 投資支出：主に、施設、基礎インフラ、ネットワーク、システム、プラント、不動産、設備など、不平等を減らし、持続可能性を高めることを目的とした、社会的または環境的に不可欠なサービスのための物理的資産に対する資本投資。
- 2) 補助金、財政移転、助成金、融資：基本的なサービスを提供し開発するために、保証関税、地方政府支援のための財政移転、助成金または低利融資の形で地方の国有企業、子会社に提供される金融インセンティブ。
- 3) 税支出：環境保護または社会的目標を奨励するために、税金の徴収や通常の課税政策の例外として提供される財政支援。この課税は政府の規制に従い、低所得世帯や中小企業（SMEs）など特定のコミュニティを対象とすることができる。
- 4) 公共サービス/公共財の提供に関する運営管理費用。
- 5) 介入支出：国有企業や官民パートナーシップ（PPP）の利用可能額など、公的機関を支援するための政府からの資金移転や拠出金。
- 6) 研究、イノベーション、人的資本、組織などの無形資産への投資。

**適格支出はインドネシア共和国の2030年SDGs目標達成に大きく貢献する支出である。詳細は1.1.1に記載されている。**

適格グリーン/ブルー支出は「ソーシャル」な共益をもたらす可能性があり、適格ソーシャル支出は「グリーン」/「ブルー」な共益をもたらす可能性がある。これは特にインドネシア共和国特有の気候や社会経済状況の下で顕著であると考えられる。

対象となる適格グリーン支出は、下記1.1.1の「\*」印が付いた「ブルー」（海洋・水関連）プロジェクトに関連付けることができる。「ブルー」のカテゴリーの詳細は、別紙1に記載されている。関連する場合、ブループロジェクトは、2023年にアジア開発銀行、ICMA、国際金融公社、国連環境計画、および国連グローバル・コンパクトが発行した「サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド」の基準にも従う。<sup>10</sup>

<sup>10</sup> <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

### 1.1.1 適格グリーン支出

適格グリーン支出 （*ブルー支出に関連付けることができる）	適格基準	プロジェクトの実例	インドネシア共和国の2030年SDGs目標との整合性 <sup>11</sup>

<p><b>再生可能エネルギー          およびクリーンエネ          ルギー*</b></p> <p>SDGsアイコン7：エ          ネルギーをみんなに          そしてクリーンに</p> <p>SDGsアイコン13：気          候変動に具体的な対          策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーによる発電お              よび送電              適格となるには、下記の別段の記              載がある場合を除き、活動の排出              量がライフサイクルベースで              100gCO<sub>2</sub>e/kWh<sup>12</sup>未満でなければな              らない。</li> <li>・ 太陽電池（陸上ではソーラー屋根              やソーラー農場、海上では浮体式              ソーラー、集光型太陽熱発電              （CSP）<sup>13</sup>など）</li> <li>・ 風力発電（陸上および海上<sup>*</sup>）</li> <li>・ 海洋エネルギー（潮力、波力）<sup>*</sup></li> <li>・ 水力発電<sup>14*</sup></li> <li>・ 持続可能バイオマスエネルギー<sup>15</sup></li> <li>・ 地熱発電</li> <li>・ 100%再生可能エネルギー源から製              造される低炭素水素の製造、貯              蔵、再生、分配</li> <li>・ 原子力発電の配備、改修、更新、              運転、保守、および先端技術の研              究開発<sup>16</sup></li> <li>・ 再生可能エネルギー発電ならびに              風力発電、太陽光発電、蓄電池お              よび再生可能エネルギーから生成              される低炭素水素を含むエネル              ギー送電のための製品または技術              の研究開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオエネル              ギー事業に關す              るサービスの提              供および監修</li> <li>・ 再生可能エネル              ギー事業に關す              るサービスの提              供および監修</li> <li>・ 地熱開発エリア              の企画・開発</li> <li>・ 新たな再生可能              エネルギー・省              エネルギーイン              フラの開発</li> <li>・ 屋上太陽光発電              グリッドの開発</li> <li>・ 沿岸・海域にお              ける風力、水              力、蒸気を利用              した発電所の開              発</li> <li>・ 沿岸部へのソー              ラーライトの設              置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030年までに、安              価で信頼できる近              代的なエネル              ギー・サービスへ              の普遍的なアクセ              スを確保する。</li> <li>・ 2030年までに、世              界のエネルギー構              成に占める再生可              能エネルギーの割              合を実質的に増や              す。</li> <li>・ 2030年までに、世              界のエネルギー効              率改善率を2倍に              する。</li> <li>・ 2030年までに、す              べての開発途上国              （特に後発開発途              上国、小島嶼開発              途上国および内陸              開発途上国）に近              代的で持続可能な              エネルギー・サー              ビスを供給するた              めのインフラを拡              大し、技術を向上              させる</li> </ul>
---	---	---	---

<p><b>エネルギー効率</b></p> <p>SDGsアイコン7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>SDGsアイコン9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラのエネルギー効率の向上（国内平均エネルギー消費より20%以上の低下を目指す。）</li> <li>・ 基礎となる資産、技術、製品またはシステム（LED照明、改良型冷凍機、改良型照明技術、製造業務における電力使用の削減を含む。）のエネルギー消費を削減する製品または技術の研究開発およびその実施。実施後、当該プロジェクトは、プロジェクト実施前のベースラインと比較して、少なくとも20%のエネルギー節約につながるものでなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー機器利用における最良エネルギー性能基準およびエネルギー効率レベルの実施</li> <li>・ 省エネルギーへの投資</li> <li>・ 省エネルギー機器の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030年までに、すべての国がそれぞれの能力に応じて行動し、資源の利用効率を高め、クリーンで環境にやさしい技術や産業プロセスの採用を拡大することにより、インフラを改良し産業を持続可能にするための改善を実現</li> <li>・ 特に産業の多様化および一次製品の価値付加のための助長的な政策環境を確保することを含め、開発途上国における国内の技術開発、研究および技術革新を支援</li> </ul>
<p><b>気候変動への適応*</b></p> <p>SDGsアイコン3：すべての人に健康と福祉を</p> <p>SDGsアイコン9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p> <p>SDGsアイコン14：海の豊かさを守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水緩和<sup>17*</sup></li> <li>・ 干ばつ対策</li> <li>・ 公衆衛生管理<sup>18</sup></li> <li>・ 都市インフラの適応、脆弱性の軽減および回復力の向上</li> <li>・ サステナビリティに貢献する技術革新につながる研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水対策施設の建設</li> <li>・ 湖沼活性化</li> <li>・ 地下水インフラの建設・改善</li> <li>・ 気候の緩和と適応を強化するための技術革新</li> <li>・ 気候変動に関するデータ・情報の提供</li> <li>・ 海上気象データ・情報の提供</li> <li>・ 地理空間情報の改善</li> <li>・ 大気力学における意思決定支援システムの開発</li> <li>・ 国立天文台の建設</li> <li>・ 沿岸および内陸の洪水へのレジリエンスなど、気候へのレジリエンスを強化するための自然由来の解決策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての国における気候関連ハザードや自然災害へのレジリエンスと適応能力を強化</li> <li>・ 経済発展を支援し、人々の幸福を実現するために、すべての人に手頃で公平なアクセスを提供することに焦点を当て、地域や国境を越えたインフラを含む、質が高く信頼でき、持続可能で弾力性のあるインフラを開発</li> <li>・ すべての国、特に開発途上国の国内および世界的な健康リスクの早期警告、リスク低減・管理に関する能力を強化</li> </ul>

<p><b>クリーンな輸送</b></p> <p>SDGsアイコン9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>SDGsアイコン11：住み続けられるまちづくりを</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼロ炭素または低炭素<sup>19</sup>交通網およびシステムの開発および更新</li> <li>・ ゼロ・ダイレクト・エミッション（電気またはグリーン水素技術を含む。）である公共交通機関用電気自動車およびハイブリッド車の開発、製造、改修または調達</li> <li>・ EV充電スタンドなどの関連インフラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グレーター・ジャカルタ・都市鉄道網の開発</li> <li>・ スマトラ島における鉄道インフラおよび関連設備の建設・運営</li> <li>・ ジャワ北幹線鉄道における複線鉄道インフラおよび関連設備の建設・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に公共交通機関の拡大により交通の安全性を高め、弱い立場にある人、女性、子ども、障がい者、高齢者のニーズに特別な注意を払うことにより、2030年までに、すべての人に安全で手頃なアクセスしやすい持続可能な交通システムを提供</li> </ul>
<p><b>廃棄物管理、廃棄物利用エネルギーと公害防止・管理*</b></p> <p>SDGsアイコン7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>SDGsアイコン12：つくる責任、つかう責任</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p> <p>SDGsアイコン14：海の豊かさを守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の抑制、処理、管理およびリサイクルプロジェクト（廃棄物階層に従った都市廃棄物処理を含むがこれに限定されない。）</li> <li>・ 沿岸および海洋環境への廃棄物の流入を防止、抑制、削減するプロジェクト*</li> <li>・ 固形廃棄物管理<sup>20</sup></li> <li>・ 資源効率および循環型経済（廃棄物の防止と削減）</li> <li>・ 非点源汚染管理<sup>21</sup></li> <li>・ 閉鎖された埋立地の再生</li> <li>・ 廃棄物からエネルギーへの転換<sup>22</sup>（廃棄物からバイオ燃料を製造することを含む。）<sup>23</sup></li> <li>・ 電池金属のリサイクル：使用済み電池（リチウムイオンなど）やリコールされた自動車や工場から出るスクラップに含まれる有価金属の回収</li> <li>・ 大気汚染防止施設および監視システム</li> <li>・ 脱炭素化が困難なセクターの脱炭素化を目的とした、炭素回収装置の設計・開発・設置、ならびに回収した二酸化炭素の輸送（パイプライン・車両・船舶）および貯蔵のための関連インフラ<sup>24</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市廃棄物管理システムの改善</li> <li>・ 都市廃棄物管理システムのモニタリングと評価</li> <li>・ 大気環境データおよび情報サービスの向上</li> <li>・ 流域の水質汚濁防止の改善</li> <li>・ 水質汚濁防止施設の開発・提供</li> <li>・ 廃棄物回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030年までに、予防、削減、リサイクルおよび再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減</li> <li>・ 合意された国際的なフレームワークに従って、化学物質やすべての廃棄物について、そのライフサイクルにおいて環境に配慮した安全な管理を実現。また、人々の健康や環境への悪影響を最小限に抑えるために、大気中、水中、土壌中への化学物質や廃棄物の放出を大幅に削減</li> </ul>

<p><b>陸地における持続可能な自然資源の管理</b></p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p> <p>SDGsアイコン15：陸の豊かさを守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素損失を大幅に回避・削減し、炭素貯留量を増加させる持続可能な天然資源管理（耐乾性／耐水性／耐温度性のある樹種の使用による、新しい森林地域の植林および／または劣化地域の再植林。）</li> <li>生息地および生物多様性の保全（土地利用変化の持続可能な管理、農業／林業<sup>25</sup>の持続可能な管理、有害生物管理による。）</li> <li>低排出農作物<sup>26</sup>、有機農産物の農業生産および支援サービス<sup>27</sup></li> <li>生産性向上および農業排出削減のための農業技術<sup>28</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林保護</li> <li>泥炭地の復元</li> <li>生物多様性の保全</li> <li>流域の空間計画の改善</li> <li>森林火災の予防と対策</li> <li>遠隔監視技術を含む、環境法遵守のための検査プロセスの改善</li> <li>バイオ肥料生産施設の稼働または拡大</li> <li>有機食品生産プロジェクト</li> <li>精密農業／スマート農場技術</li> <li>点滴灌漑／マイクロ灌漑</li> <li>垂直農業</li> <li>輪作</li> <li>不耕起農業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際協定上の義務に沿った、陸域および内陸の淡水生態系とその用益、特に森林、湿地、山地、乾燥地のエコシステムの保全、回復および持続可能な利用の確保</li> <li>あらゆる種類の海洋汚染、特に海洋デブリや栄養素汚染を含む、地上活動からの汚染の防止、大幅な削減</li> </ul>
<p><b>海洋における持続可能な自然資源の管理<sup>*</sup></b></p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p> <p>SDGsアイコン14：海の豊かさを守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素損失を大幅に回避・削減し、炭素貯留量を増加させる持続可能な天然資源管理（マングローブや海草の新規植林、劣化した地域の再植林による。）<sup>*</sup></li> <li>生息地および生物多様性の保全（海洋生態系の持続可能な管理、漁業・養殖業の持続可能な管理、沿岸・海洋環境、珊瑚礁再生の保護による。）<sup>*</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マングローブ、海草、または劣化した地域の修復と再植林</li> <li>沿岸の保護</li> <li>海洋生物多様性の保全</li> <li>海洋環境の保護</li> <li>海洋空間計画の改善</li> <li>海洋環境改善のための研究開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際協定上の義務に沿った、陸上および内陸の淡水生態系（特に森林、湿地、山岳および乾燥地の生態系）とそれらから受ける恩恵の保全、回復および持続可能な利用の確保</li> <li>あらゆる種類の海洋汚染、特に海洋ゴミや栄養素汚染など地上活動からの汚染の防止、大幅な削減</li> </ul>

<p><b>グリーン・ツーリズム*</b></p> <p>SDGsアイコン 8 : 働きがいも経済成長も</p> <p>SDGsアイコン13 : 気候変動に具体的な対策を</p> <p>SDGsアイコン14 : 海の豊かさを守ろう</p> <p>SDGsアイコン15 : 陸の豊かさを守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動リスクに対する観光レジリエンスの向上</li> <li>・ 沿岸 / 海洋域のエコツーリズム</li> <li>・ 観光事業における持続可能な実践の応用*</li> <li>・ 観光事業・経済の創造的なサプライチェーンの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全地域（国立公園）の生態系の回復と改善</li> <li>・ エコツーリズム・インフラの構築</li> <li>・ エコツーリズム開発のための沿岸 / 海洋特別地域の指定</li> <li>・ 自然遺産としての意味と機能を持つ地域（すなわち文化、生物多様性、地質）の開発</li> <li>・ 持続可能な観光事業のためのジオパークの建設</li> <li>・ 持続可能な観光のための研究開発</li> <li>・ 海洋観光地における廃棄物管理システムの開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動予測対策の国の政策、戦略および計画への組み入れ</li> <li>・ 2030年までに、雇用を創出し、地域の文化や製品を促進する持続可能な観光事業を促進するための政策を考案・実施</li> </ul>
---	--	---	---

<p><b>グリーンビルディング</b></p> <p>SDGsアイコン9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>SDGsアイコン11：住み続けられるまちづくりを</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能に関する地域、国、または国際的に認められた基準や認証を満たすものに沿ったグリーンビルディングの開発、改修、修繕</li> <li>グリーンシップ：「ゴールド」以上。グリーンシップとは、インドネシア・グリーンビルディング協会（以下「GBCインドネシア」という。）が策定した、以下の6つのカテゴリーからなる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な敷地造成</li> <li>エネルギー効率と省エネルギー</li> <li>節水</li> <li>資材・資源循環</li> <li>空気質・室内における健康および快適性（水屋内健康・快適性）</li> <li>建築・環境マネジメント</li> </ul> </li> <li>BREEAM：「優秀」以上</li> <li>LEED：「ゴールド」以上</li> <li>EDGE：認定済</li> <li>1.5を下回る電力使用効率（PUE）を満たすデータセンターの建設、改修および修繕、またはそのようなPUE値を達成する、もしくは達成につながる更新、改造および改修工事。このようなデータセンターは、グリーンデータセンター認証を取得する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンビルディングの建設および改修（インドネシア・グリーンビルディング協会のカテゴリーに基づく。）</li> <li>環境マネジメント標準化開発</li> <li>データセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、すべての国において、包括的で持続可能な都市化と、参加型、統合型、持続可能な人々の居住計画・管理の能力を強化</li> <li>地場原料を活用した持続可能で強靱な建築物の建設に対する財政的・技術的支援を含む後発開発途上国へのサポート</li> </ul>
<p><b>持続可能な水資源および廃水管理*</b></p> <p>SDGsアイコン6：安全な水とトイレを世界中に</p> <p>SDGsアイコン11：住み続けられるまちづくりを</p> <p>SDGsアイコン13：気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>節水・水処理技術の研究開発と実用化*</li> <li>効率的な水管理のための農業インフラの整備（すなわち灌漑システム、雨水収集・貯留施設）*</li> <li>田畑からの流出水を回収し、農業生産に再利用する「放水再生システム」への投資*</li> <li>氾濫原に位置する湖への分水路の水文学的モニタリングの構築および森林再生活動*</li> <li>公共用水域の配置および処理施設の建設と改善*</li> <li>水関連災害緊急計画の策定*</li> <li>海洋汚染を軽減するための排水管理*<sup>29</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質データおよび情報サービスの向上</li> <li>灌漑設備および雨水貯留施設の建設</li> <li>生活排水管理システムの構築・改善</li> <li>地域飲料水供給システムの開発・改良・拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2030年までに、汚染減少、廃棄物の削減、有害化学物質の放出最小化、未処理排水の割合の半減による水質を改善。さらに、リサイクルとリサイクル品の安全な再利用の世界的な実質増を企図</li> <li>2030年までに、すべての人への手頃な価格による安全な飲料水への普遍的かつ公平なアクセスを実現</li> </ul>

（「適格ソーシャル支出」の項目の記載は省略。）

- 11 BAPPENAS（国家開発計画省）によるSDGs 2023年-2030年のロードマップ
- 12 気候債券イニシアティブ分類（タクソノミー）（[https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds\\_Taxonomy\\_Sep-2021.pdf](https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds_Taxonomy_Sep-2021.pdf)）およびインドネシアの持続可能性金融のための分類（タクソノミー）（[https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20\(TKBI\)%202025%20v2.pdf](https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20(TKBI)%202025%20v2.pdf)）において参照されている閾値
- 13 CSP施設は、気候債券イニシアティブ分類（タクソノミー）（[https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds\\_Taxonomy\\_Sep-2021.pdf](https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds_Taxonomy_Sep-2021.pdf)）に基づき、非再生可能エネルギー源から発電される電力が15%以下でなければならない。
- 14 インドネシアの持続可能性金融のための分類（タクソノミー）（[https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20\(TKBI\)%202025%20v2.pdf](https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20(TKBI)%202025%20v2.pdf)）に基づく水力発電の適格性：発電所は基準(1)および(3)、または(2)および(3)を満たす。
  - (1) 発電施設は河川敷にあること
  - (2) 発電施設は電力密度が4 W/m<sup>2</sup>を超える貯水池を使用していること
  - (3) 施設全体による発電のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量は100 gCO<sub>2</sub>e/kWh未満
- 15 除外リストからプロジェクトを除外する。原料には、農業残渣、林業残渣、植林廃棄物、食品廃棄物および有機廃棄物が含まれる。
- 16 プロジェクトは、国際原子力機関（IAEA）の基準に合致したものでなければならず、環境的・社会的に危機的な地域での操業は避けるべきである。

このようなプロジェクトは、持続可能性金融のためのインドネシア分類（タクソノミー）（[https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20\(TKBI\)%202025%20v2.pdf](https://ojk.go.id/en/Publikasi/Roadmap-dan-Pedoman/Sektor-Jasa-Keuangan/Keuangan-Berkelanjutan/Documents/Indonesia%20Taxonomy%20for%20Sustainable%20Finance%20(TKBI)%202025%20v2.pdf)）の基準にも従う。

  - (1) 施設全体による発電に伴うライフサイクルの温室効果ガス排出量は100gCO<sub>2</sub>e/kWh未満であること
  - (2) 原子力安全、セキュリティおよび環境に関する特定の基準、特に環境放射能管理、放射性廃棄物管理、核対策、原子力賠償責任に関する基準を満たしていること
  - (3) 実績のある燃料および原子炉設計を使用すること
  - (4) 環境への放射性物質の放出に関する要件を満たし、公衆の被ばく線量が年間1mSv未満となること
  - (5) 運転終了後の原子力発電所の廃止措置義務を履行し、適用される規則に基づき廃止措置完了証明書を取得する保証を提供すること
- 17 ダムなどの大規模インフラ建設は除く。サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド（<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>）によれば、「ブルー」に適切となるためには、プロジェクトは海岸から50km以内、もしくは海洋環境内でなければならない。
- 18 暑熱ストレス、媒介感染症、大気汚染関連疾患、人の健康や健康インフラ（病院等）への異常気象の影響等、気候変動によって引き起こされる健康リスクを軽減するプロジェクト
- 19 世界共通の排出量基準値（CBI分類においても参照される）に従い、適格となるためには、ハイブリッド乗用車は50gCO<sub>2</sub>e/p-km、ハイブリッド貨物車（大型トラック、機関車など）は25gCO<sub>2</sub>e/t-kmの閾値を満たさなければならない。さらに、適格となる乗用車のテールパイプ排出原単位は、2025年までは50g-CO<sub>2</sub>e/p-km以下でなければならず、2026年以降は0g-CO<sub>2</sub>e/p-kmでなければならない。適格となるためには、ハイブリッド貨物車は、2020年からは25gCO<sub>2</sub>/t-km、2030年以降は21gCO<sub>2</sub>/t-km、2050年以降は18gCO<sub>2</sub>/t-kmの基準を満たさなければならない。

化石燃料（混合燃料を含む）の輸送は対象外である。
- 20 サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド（<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>）によれば、「ブルー」に適切となるためには、固形廃棄物処理プロジェクトは、海岸または海に注ぐ河川から50km以内でなければならない。
- 21 サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド（<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>）によれば、「ブルー」に適切となるためには、非点源汚染管理プロジェクトは、海岸から200km以内、または海に注ぐ河川（およびその支流）から50km以内でなければならない。
- 22 気候債券イニシアティブ分類（タクソノミー）（[https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds\\_Taxonomy\\_Sep-2021.pdf](https://www.climatebonds.net/files/documents/Climate-Bonds_Taxonomy_Sep-2021.pdf)）に従う：EU域外の施設のみが適格となる可能性がある。工場効率25%以上、およびボトムアッシュの回収、および灰からの金属回収率90%以上、および工場の運転期間中の電気・熱の平均炭素強度が廃棄物管理許容量以下であること、およびプラントの運転能力が、運転期間中のいかなる時点においても計算上の残余廃棄物を超えないこと。エネルギー回収のために都市固形廃棄物を利用する廃棄物発電プロジェクトでは、エネルギー変換の前に、プラスチックを含むリサイクル可能な廃棄物の分別が行われる。
- 23 廃棄物原料には、林業残渣、パーム核殻やパーム油工場廃液などのサステナブルパーム油事業（サステナブルバイオマテリアルに関する円卓会議（RSB）やサステナブルパーム油に関する円卓会議（RSPO）など）の認証事業からの残渣が含まれる。
- 24 CBIの基準に従う。O&G上流（探鉱・生産）部門、化石燃料発電部門、およびグリーンフィールド製油所への炭素回収投資は除外される。石油増進回収も除外される。
- 25 このカテゴリーで適格となるには、プロジェクトは、例えば、森林管理協議会（FSC）や森林連合推薦プログラム（PEFC）の認証を受けているか、小規模農家向けの持続可能な森林管理計画を有している必要がある。
- 26 インドネシアの低炭素・気候変動に強い2050年長期戦略、ENDCセクション農業、および農業省戦略的計画2020年 - 2024年に沿って、低排出米品種を活用した温室効果ガス排出削減を支援する。
- 27 これらの活動は、有機農業システムに関するインドネシア国家規格SNI 6729: 2016および有機農業システムに関する農業省規則64/Permentan/OT/.140/5/2013を満たしている場合、適格となる。
- 28 遺伝子組み換え作物（GMO）の栽培、泥炭地での乾式農業の実践、およびディーゼル燃料など化石燃料を直接動力源とする農業用機器の購入は対象外とする。

29 サステナブルブルーエコノミー実務者ガイド(<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>)によれば、「ブルー」に適格となるためには、廃水管理について、プロジェクトは海岸から100km以内でなければならない。

持続可能性支出には、当該サステナブル証券の発行日または締結日の3年前以降に共和国が行った支出が含まれることがある。

上記のカテゴリーに明記されていない場合でも、上記のプロジェクトのカテゴリー / 適格基準は、以下の対象集団者の1つまたは複数に直接的または間接的な利益をもたらす可能性がある。

- ・ 低所得世帯<sup>30</sup>
- ・ 後発地域 / 遠隔地 / 辺境地域の人口<sup>31</sup>
- ・ 先住民族コミュニティ
- ・ 農村人口
- ・ 女性
- ・ 乳幼児および5歳未満の子ども
- ・ 孤児
- ・ 自然災害の被災者
- ・ 失業者
- ・ 障がい者
- ・ 移民および / または避難民
- ・ 21歳未満のフルタイム学生およびパートタイム学生
- ・ 貧困線以下で生活する人口
- ・ 高齢者
- ・ 中小零細企業 (MSME)<sup>32</sup>
- ・ 以下の関連プログラムの対象者
  - 「Program Keluarga Harapan (希望ある家族プログラム)」: 妊娠中の母親、学齢児童、高齢者、障がい者などを抱える貧困層や社会的弱者の家庭 (所得10分類のうち下位1~2に相当する層) に、健康や教育などの社会支援を提供するプログラム
  - 保険料補助金の支給: 貧困層や社会的弱者 (Penerima Bantuan Iuran) (所得10分類のうち下位1~4に相当する層) が国民健康保険に加入するための保険料補助の提供
  - 「Indonesia Pinter Program (スマートインドネシアプログラム)」: 貧困家庭 (所得10分類のうち下位1~3に相当する層) の6歳~21歳の子ども、障がい者、自然災害の被災者を支援するプログラム

30 公共事業・国民住宅省により、月収800万ルピア未満の所得層に分類される。

31 3T地域 (*Daerah Tertinggal, Terdepan, dan Terluar*) を指す。

**後発地域**: 経済、社会、インフラの指標が全国平均に比べて低い地域。後発地域の基準は、大統領令 (*Perpres*) 第131/2015号において定められ、大統領令第63/2020号において改正されている。

**特徴**: 人間開発指数 (HDI) が低く、貧困率が高く、全国平均よりも経済成長が遅く、インフラアクセス (道路、電気、清潔な水、医療、教育) が限定的な地域。

**遠隔地域**: 地理的に孤立した地域で、基本サービス (交通、医療、教育) へのアクセスが課題となっている地域。これらの地域は、小島嶼、山岳地帯、または都市部から離れた国境地域であることが多い。

**特徴**: 交通インフラが限定的 (例: 船や飛行機でしかアクセスできない)、パイオニア輸送への依存 (例: 小島嶼への旅客船)、深刻な貧困と社会経済的後進性。

**辺境地域**: 地理的・地政学的に戦略的な地域、特にインドネシア共和国への玄関口となる国や地域の国境付近の地域。この地域は、国家主権の強化と住民の福祉向上を目的とした特別な開発が必要とされる。

**特徴**: 隣国との国境地域 (例: パプアとパプアニューギニア、アチェとマレーシア)、国家安全保障と海洋経済の戦略的領域、基本サービスに影響を与えるインフラの制約。

32 インドネシア共和国法第20号2008年第1条および第6条ならびに2021年政府規則第7条 (GR 7/21) に定義される。

### 1.1.2 除外項目

以下の活動は、適格支出の検討対象から除外される (以下「除外活動」という。 )。

- ・ 森林破壊を引き起こす / 助長するプロジェクト

- ・ 児童労働、強制労働
- ・ 風俗産業
- ・ 武器産業
- ・ アルコール産業
- ・ タバコ産業
- ・ 化石燃料産業
- ・ ギャンブル
- ・ 本質的に汚染度が高いまたは炭素集約的なインフラプロジェクト
- ・ バイオマス / 原材料のうち以下のもの
  - 食料生産と競合するまたは森林破壊につながる供給源から得られたもの
  - 現在または過去に生物多様性が高かった地域で栽培されたもの
  - 土壌中の炭素プールを減少させるもの
  - さらに、バイオ燃料 / 原材料から電力を生産する施設では、温室効果ガス (GHG) 排出量が100gCO<sup>2</sup> e/kWh未満 (ライフサイクルベース) である必要がある。
- ・ 貴金属の卸売または仲介、貴鉱物の卸売または仲介、美術品および骨董品の卸売または仲介産業

## 1.2 プロジェクトの評価・選定のプロセス

評価・選定プロセスは、サステナブル証券からの調達資金が、本フレームワークの1.1に定義されている、適格支出に充当されることを確保する。

本フレームワークの下で対象プロジェクトの選定を容易にするために、特定プログラムは2つのメカニズムで構成されている。

- 「グリーン」または「ブルー」に焦点を当てた支出について、インドネシア共和国はKRISNAシステム<sup>33</sup>内で利用可能な気候予算タグ付け (CBT) メカニズムを活用する。このプロセスを強化するため、気候変動の緩和および適応策、または「ブルー」に係る活動の一環として認められたプロジェクトや活動に関連する国内文書を参照する限りにおいて、追加の特定方法が検討される可能性がある。
- 「ソーシャル」 / 「SDGs」に焦点を当てた支出について、共和国は各省庁がタグ付けしたSDGs関連支出を特定するためにKRISNAシステムを活用する。BAPPENASは、支出がSDGsの優先事項に沿うよう、適格支出リストを特定し維持するためのプロセスを監督する。

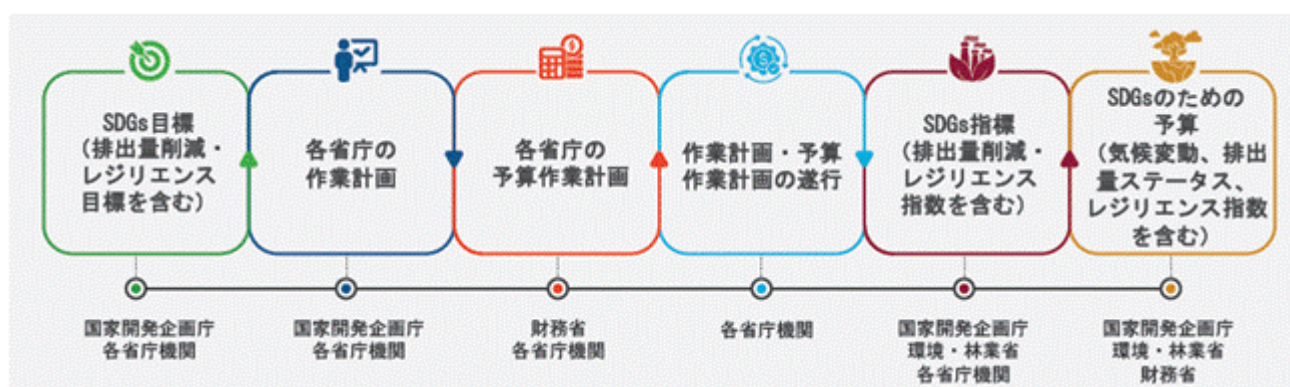
既存のプロセスを補完または強化するために、共和国はプロジェクトのタグ付けに代替プラットフォームやアプリケーションの採用を検討する場合もある。しかし、新しい方法やシステムは、タグ付けの仕組みの堅牢性と信頼性を維持するために、明確に文書化されたフローや段階的なプロセスに従う必要がある。インドネシア共和国は、BAPPENASおよび財務省が代表となって、本フレームワークに準拠していることを確保するため、国家予算に含まれるプロジェクト / 予算配分 / 補助金を審査・承認する。

予算タグ付けプロセスは、共和国の気候変動の緩和と適応の目標、およびSDGs 2023年 - 2030年のロードマップに従って利益をもたらすプロジェクトへの支出を特定するために設計されている。本プロセスには、少なくとも下記の各省庁が関与している。

- (i) 農業省
- (ii) 環境省 / 環境管理庁
- (iii) 林業省
- (iv) 海洋・漁業省
- (v) エネルギー・鉱業資源省
- (vi) 運輸省
- (vii) 公共事業省

- (viii) 国民住宅・都市整備省
- (ix) 厚生省
- (x) 内務省
- (xi) 科学技術高等教育省
- (xii) 法務省
- (xiii) 人権省
- (xiv) 社会省
- (xv) 土地空間計画省 / 国家土地庁
- (xvi) その他 (関連する場合)

予算タグ付けプロセスは、BAPPENASと財務省だけでなく、個々のプロジェクトを担当する各省庁が関与する統合プロセスである。そのプロセスは以下の図に要約されている。



各プロジェクトの環境的 / 社会的便益や共和国の2030年SDGs目標との整合性は、個々の省庁が以下に挙げる機関とともに評価する。

- i. BAPPENASに加え、環境省が「グリーン」 / 「ブルー」に係る適格支出に関する共和国の「国が決定する貢献」(NDC)と一致することを検証する。
- ii. BAPPENASのSDGs事務局。「ソーシャル」 / 「SDGs」に焦点を当てた支出に関するSDGs 2023 - 2030年のロードマップと整合させるため。

その後、予算配分のために「タグ付け」されたものとして財務省によって承認される。

適格支出に該当し、本フレームワークに基づき発行されたサステナブル証券の調達資金をもって充当されるよう、財務省は、BAPPENASおよび関係省庁と連携して、以下の「タグ付け」プロジェクトを選定する。

- ・ 本フレームワークにおいて定義された「適格基準」の1つまたは2つ以上に該当すること
- ・ サステナブル証券の年限と一致するプロジェクト開発タイムラインであること

財務省はBAPPENASと連携し、発行されたサステナブル証券の調達資金によって資金供給されるすべてのレビュー済み適格支出についての文書および記録の保管を行うものとする。

33 KRISNA (Kolaborasi Perencanaan dan Informasi Kinerja Anggaran) : 国家政府の統合計画・予算・監視システム

### 1.3 調達資金の管理

各サステナブル証券の発行による調達資金は、健全かつ慎重な財務管理方針に従い、政府の一般勘定で管理される。<sup>34</sup> サステナブル証券の調達資金は、関係省庁の要請に応じて、本フレームワークに定義されているプ

プロジェクトに限定して資金を提供するために、関係省庁の指定口座に振り込まれる。適格持続可能性支出への配分が保留されている調達資金については、インドネシア銀行の政府の一般勘定に現金で保管される。

サステナブル証券の調達資金は、適格支出に対するファイナンスおよび/またはリファイナンスに使用することができる。調達資金の一部がリファイナンスに充当される場合、共和国は、調達資金全体に対するファイナンスおよびリファイナンスに充当された資金の割合を開示するものとする。インドネシア共和国は、可能な限り、現在および将来の支出に優先的に資金を配分する（すなわち、借り換えの代わりに資金調達を行う）。

財務省は、各サステナブル証券の調達資金の配分プロセスを管理し、本フレームワークに従って調達資金が使用されることを確認するものとする。

調達資金を利用する各省庁は、サステナブル証券による調達資金からの資金供給を受けたポートフォリオの適格支出の環境的・社会的便益を追跡・モニタリングして、財務省に報告するものとする。

各サステナブル証券の調達資金配分を記録するために、サステナブル証券配分登録簿（以下「登録簿」という。）を作成する。登録簿には、発行されたサステナブル証券ごとに、以下を含む情報が記載される。

- a) 各サステナブル証券の詳細（ISIN、条件決定日、満期日など）
- b) 以下の情報を含む適格支出リスト

- ・ プロジェクトの概要
- ・ 各適格プロジェクトに割り当てられた金額
- ・ 適格支出により期待される環境的および/または社会的影響
- ・ サステナブル証券による調達額のうち、適格支出に充当される金額の合計額
- ・ 未充当金の残額
- ・ その他必要な情報

資産売却の場合、インドネシア共和国は売却代金が他の適格支出のファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当されるまでは、その売却代金を「未充当」の扱いとする。

34 イスラム金融の分野においては、調達資金は政府の一般口座ではなく、随時、専用口座に預けられる場合がある。

## 1.4 レポーティング

共和国は、財務省が代表となって、発行された各サステナブル証券について、発行の翌年の12月までに年次報告書を公表するものとする。これらの報告書は、調達資金の充当が完了するまで、または充当および/またはインパクトに関する重大な変更があった場合には充当後も提供される。

- ・ グリーンボンドやスクークの場合、共和国はグリーンボンドまたはスクークの報告書を発行する。
- ・ ソーシャルボンド/サステナビリティボンドやスクークについては、共和国はソーシャルボンド/サステナビリティボンドまたはスクークの報告書を発行する。
- ・ ブルーボンドまたはSDGボンド/SDGスクークやジェンダーボンド/ジェンダースクークなどのその他テーマ型ボンド/スクークについて、共和国はテーマ型ボンド/スクークの報告書を発行することができる。

将来的に共和国はこれらの報告書を1つに統合する可能性がある。

### 1.4.1 資金充当レポーティング

サステナブル証券の報告書には、下記が最低限含まれる。

- a) サステナブル証券の調達資金が配分されたプロジェクトと支出の種類の簡潔な説明のあるリスト
- b) サステナブル証券の調達資金が当該プロジェクトに配分された金額
- c) ファイナンスおよびリファイナンスの割合
- d) 調達資金の充当および未充当の割合
- e) 複数のステークホルダーが関与するプロジェクトにおける共同出資の割合
- f) SDGsとの整合性と影響

#### 1.4.2 インパクトレポート

インドネシア共和国は、財務省が代表となって、サステナブル証券の正味調達資金を財源とする適格支出に関連する環境上および/または社会的影響について可能な範囲で報告する。

インドネシア共和国は、適格支出の性質と情報の利用可能性に応じて以下のインパクト指標を含めることを目指す（ただし、これに限定されるものではない。）。<sup>35</sup>

35 その他の指標は、インドネシア共和国のSDGsメタデータ指標（METADATA INDIKATOR Archives - SDGs Indonesia (<https://sdgs.bappenas.go.id/product-category/literasi/pedoman-teknis/metadata-indikator/>)）から入手できる。

適格プロジェクトカテゴリー	インパクト指標となるもの - 例
再生可能エネルギーおよびクリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー生産量（MWh）</li> <li>・ 再生可能エネルギー容量（MW）</li> <li>・ 最終的な総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合（％）</li> <li>・ 年間GHG排出削減・回避量（CO<sub>2</sub>換算単位：トン）</li> <li>・ 年間エネルギー節減量（MWh）</li> <li>・ 再生可能エネルギープロジェクトに従事する女性および社会的弱者の割合</li> <li>・ 再生可能エネルギーの使用による恩恵を享受している世帯の割合（性別）</li> </ul>
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間GHG排出削減・回避量（CO<sub>2</sub>換算単位：トン）</li> <li>・ 年間エネルギー節減量（MWh）</li> </ul>
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測される負の気候現象の数</li> <li>・ 気候変動適応策により保護される人数</li> <li>・ 洪水リスクアセスメントの正確性</li> <li>・ レーダーネットワークでカバーされるエリア</li> <li>・ 気候変動リスクの評価および意思決定プロセスに関与する女性および社会的弱者の割合</li> <li>・ 早期警戒システムから恩恵を受ける脆弱なコミュニティの割合</li> </ul>
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間GHG排出削減・回避量（CO<sub>2</sub>換算単位：トン）</li> <li>・ クリーンカー導入台数</li> <li>・ 整備された鉄道インフラの長さ</li> <li>・ 自動車使用量または走行距離の減少の推定値</li> <li>・ 大気汚染物質削減（PM<sub>10</sub> / NO<sub>x</sub> / SO<sub>x</sub>、単位：％）</li> <li>・ 旅客数または旅客キロ</li> </ul>

<u>廃棄物管理、廃棄物利用エネルギーと公害防止・管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別および/または収集され、処理（堆肥化を含む。）または廃棄される廃棄物の年間総量（トン/年）および廃棄物総量に対する割合（％）</li> <li>・ プロジェクトの前後で防止、最小化、再利用あるいはリサイクルされた廃棄物の年間総量（トン/年）および/または廃棄物総量に対する割合（％）</li> <li>・ 再利用またはリサイクルされた廃棄物総量（単位：トン）または廃棄物総量に対する割合（％）</li> <li>・ 年間GHG排出削減・回避量（CO<sub>2</sub>換算単位：トン）</li> <li>・ 女性や社会的弱者が、廃棄物リサイクルや再利用の取り組みにより生み出す収入</li> </ul>
<u>陸地における持続可能な自然資源の管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全または保護地域面積（単位：m<sup>2</sup>）</li> <li>・ 気候変動への適応/回復力を支援するプロジェクトの数および性質</li> <li>・ 野生生物種の保全数</li> </ul>
<u>海洋における持続可能な自然資源の管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全または保護海域面積（単位：m<sup>2</sup>）</li> <li>・ マングローブまたは海草の生息地の保全面積</li> <li>・ 海洋ベースの気候変動緩和策および適応・復元策を支援するプロジェクトの数および性質</li> <li>・ 海洋生物種の保全数</li> <li>・ 海洋ゴミ削減量</li> <li>・ 海洋ベースの観光支援プロジェクトの数および性質</li> </ul>
<u>グリーン・ツーリズム</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全または保護地域面積（単位：m<sup>2</sup>）</li> <li>・ グリーン・ツーリズム支援プロジェクトの数および性質</li> <li>・ 観光客数</li> <li>・ 発生収益額</li> <li>・ サステナブルツーリズム指標</li> </ul>
<u>グリーンビルディング</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得したグリーンビルディング認証（制度・レベル）</li> <li>・ 年間GHG排出削減・回避量（CO<sub>2</sub>換算単位：トン）</li> <li>・ 年間エネルギー節約量（MWh）</li> <li>・ 水使用量の削減量（単位：リットル）</li> <li>・ 廃棄物の削減量および/または埋立地からの転換量（単位：トン/年）</li> </ul>
<u>持続可能な水資源および廃水管理</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁レベル</li> <li>・ リサイクル水量（単位：リットル）</li> <li>・ 水の再利用量（単位：リットル）</li> <li>・ 真水使用量の削減率（％）</li> <li>・ 廃水処理量（単位：リットル）</li> <li>・ 廃水の再利用量（単位：リットル）</li> <li>・ 安全な飲料水を利用できる人数</li> <li>・ 改善された下水設備にアクセスできる人数</li> </ul>
<u>手頃な価格の基本的なインフラ設備</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力にアクセスできる人口の割合</li> <li>・ 安全に管理された飲料水サービスを利用している世帯の割合</li> <li>・ 安全に管理された下水設備サービスを利用している人口の割合</li> </ul>

<p><u>必要不可欠なサービスへのアクセス</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非感染人口1,000人当たりの新規HIV感染者数</li> <li>・ 人口1,000人当たりのマラリア発症率</li> <li>・ 国民健康保険の適用範囲</li> <li>・ 持続可能な方法で手頃な価格で入手可能な関連する必須医薬品のコアセットを有する医療施設の割合</li> <li>・ ヘルスワーカーの密度と分布</li> <li>・ 修了率（初等教育、中等教育、後期中等教育）</li> <li>・ 不就学児童（初等教育、中等教育、後期中等教育）</li> <li>・ 高等教育への総就学率</li> <li>・ 情報通信技術（ICT）を持つ若者（15～24歳）と成人（15～59歳）の割合</li> <li>・ 必要最低限の資格を有する教員の割合（教育レベル別）</li> <li>・ 人口10万人当たりの災害による死亡者、行方不明者、直接被災者数</li> </ul>
<p><u>雇用創出</u> <u>社会経済的地位の向上とエンパワーメント</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の貧困基準以下で生活する人口の割合（性別・年齢層別）</li> <li>・ 国際貧困基準以下で生活する人口の割合</li> <li>・ 貧困層や社会的弱者／世帯による健康、教育、生活水準へのアクセスや参加の喪失の程度</li> <li>・ 社会的保護を受ける人口の割合（性別・年齢別）</li> <li>・ 最低限必要なサービスを受けることができる世帯の割合</li> </ul>
<p><u>食料安全保障と持続可能な食料システム</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養不足の割合</li> <li>・ 食料不安の経験尺度（FIES）に基づく、中度または重度の食料不安を抱えている人の人口に対する割合</li> <li>・ 5歳未満児の発育阻害の割合</li> <li>・ 望ましい食事パターン（DDP）スコアで示される食品消費の質</li> </ul>

サステナブル証券に関するインパクトレポートには関連指標が含まれる。SDGs目標の進捗状況は、関連性がある場合、データの入手可能性に応じて、州、都市・農村、年齢層、性別、障がいの有無、支出五分位ごとに提示することも可能である。

## 2 外部機関によるレビュー

### 発行前の外部レビュー

共和国はセカンドパーティー・オピニオン（SPO）の世界的な主要プロバイダーであるサステナブル・フィッチ社（Sustainable Fitch）に、本フレームワークがICMA原則およびASEAN基準と整合していることを確認するよう依頼した。

### 発行後の外部レビュー

共和国は、サステナブル証券に関する年次報告ならびに発行された各サステナブル証券の本フレームワークへの準拠につき保証を受けるため、独立した第三者機関に依頼する予定である。インドネシア共和国の資金充当レポートおよびインパクトレポートのサンプルは、財務省のウェブサイトにおいて確認できる。<sup>36</sup>

36 <https://djppr.kemenkeu.go.id/en/governmentsecuritiesframework>

## 別紙 1: 適格ブループロジェクト

2021年、UNDPIは海事・投資調整省とともに、インドネシア共和国におけるブルーエコノミーの発展に積極的に貢献できる戦略を実施するための技術文書として「ブルーファイナンス戦略文書」をステークホルダー向けに作成した。この文書では、ブルーエコノミーの開発と強化に必要な年間投資額を算出・提供することで、インドネシア共和国の状況においてブルーエコノミーに分類される経済セクターの分類を提供している。最終的

には、インドネシア共和国のブルーエコノミーの発展を達成するための手段として、民間および公的セクターが利用可能な様々な金融手段の選択肢を提供する。

本フレームワークにおけるブループロジェクトの適格性は、ブルーエコノミー予算タグ付けの実施の最近の進展に伴い更新された。インドネシア共和国の国家開発計画におけるブルーエコノミーの進展は、*Indonesia Emas 2045*に向けたインドネシア共和国の経済変革の礎石である。2023年、国家開発計画省（BAPPENAS）は「ブルーエコノミー・ロードマップ2023年-2045年」を策定した。ブルーエコノミー・ロードマップは、8つの優先セクターを定めており、既存セクター（海洋捕獲漁業・養殖業、海洋製造業、海上貿易、輸送・物流、観光業）の向上と、新興セクター（再生可能エネルギー、バイオテクノロジー・バイオエコノミー、研究・教育、海洋保全・生態系サービス）の促進の2つを開発の重点分野としている。

さらに、政府は、国家中期開発計画（RPJMN）2025年-2029年に関する大統領令第12/2025号を制定し、この新政権のフラッグシップの一部として、ブルーエコノミーをAsta Cita 2の優先プログラムのひとつに含めている。ブルーエコノミー開発の重要性に鑑み、インドネシア気候変動信託基金（ICCTF）の支援を受けたBAPPENAS海洋天然資源担当副大臣は、2024年7月から11月にかけて、ブルーエコノミーに関係する各省庁と一連の会議を開催し、ブルーエコノミー予算タグ付けについて議論し、正式に決定し、実施した。

タグ付けは、ブルーエコノミー・ロードマップ2023年-2045年に基づき、（1）漁業・養殖業、（2）海洋製造業、（3）海上貿易・運輸・物流、（4）観光業、（5）バイオテクノロジー・バイオエコノミー、（6）再生可能エネルギー、（7）研究・教育、（8）海洋保全・再生・生態系サービスの8つの優先クラスターから成るKRISNAアプリケーションで行われる。これは*Renja K/L 2025*（各省庁年次業務計画2025年）において実施されており、ブルーエコノミー予算タグ付けの結果は2025年1月付で入手可能である。

本書のセクター選定プロセスでは、環境、経済、社会的側面からいくつかの重要な要素を考慮している。選定においてはまた、2019年2月から9月にかけて実施したフォーカス・グループ・ディスカッション（FGD）やインタビューにおける専門家からの技術的なアドバイスや、持続可能な開発に関連するグローバルな基準も考慮した。上記の考察に基づき、8つの特徴的なセクターが選定された。インドネシア共和国のブルーエコノミーの発展を達成するための投資効率と効果をさらに高めるため、容易に入手可能な情報の机上レビューに基づき各セクターの持続可能性の側面との関連性を定性的に評価した。その結果、対象となるセクターは以下のように分類される。

セクター	サブセクター	適格プロジェクト例	指標
<b>ネイビーブルー（高度の関連性）</b>			
<b>廃棄物処理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋ゴミ</li> <li>廃棄物からエネルギーへ</li> <li>廃水処理</li> <li>廃棄物管理ガバナンスの改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物回収</li> <li>プラスチック廃棄物のインフラ材料化</li> <li>健全な海洋生態系を維持するための、海洋デブリ管理の実施に関する効果的な政策とプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁レベル（環境・林業省）</li> <li>SDGs指標14.1.1:沿岸の富栄養化とプラスチックゴミの密度に関する指標</li> </ul>

<b>海洋・沿岸の保護および生物多様性・生態系の再生・回復</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マングローブ</li> <li>・ 海草とサンゴ礁</li> <li>・ 生態系の保全</li> <li>・ 公海活動</li> <li>・ 公海における回遊性生物の保全と研究</li> <li>・ 沿岸および海洋生態系の再生</li> <li>・ 生態系サービス</li> <li>・ ブルーカーボン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋保護区（MPAs）の拡大・管理</li> <li>・ マングローブと海草の移植</li> <li>・ サンゴ礁の再生</li> <li>・ 浸食の軽減（Building with Nature）</li> <li>・ ブルーカーボン生態系の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHG排出量の削減（ブルーカーボン）</li> <li>・ サンゴ礁、海草、マングローブの健康指数</li> <li>・ SDGs指標14.5.1:海域に関連する保護区のカバー率</li> <li>・ SDGs指標14.3.1: 合意された代表的なサンプリングステーションで測定した海洋酸性度（pH）の平均値</li> </ul>
<b>持続可能な漁業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な漁業</li> <li>・ 持続可能な水産養殖</li> <li>・ 食品の安全性、セキュリティ、品質管理</li> <li>・ 食品加工</li> <li>・ 海洋・漁業資源の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚種資源再生への取り組み</li> <li>・ 漁業バリューチェーンに沿った活動（例：水産加工機器、水産飼料供給、包装、マーケティング、流通）に対する持続可能な実践と政策の推進</li> <li>・ 効果的な漁業管理を保証するための商品とサービスへの投資</li> <li>・ 保護区での監視と違法・無報告・無規制（IUU）漁業に対する規制の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚種資源評価（海洋・漁業省）</li> <li>・ SDGs指標14.4.1:生物学的に持続可能な水準にある魚種資源の割合</li> <li>・ SDGs指標14.7.1:GDPに占める持続可能な漁業の割合</li> </ul>
<b>研究および教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -研究</li> <li>・ -教育・研修</li> <li>・ -データ・情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業、沿岸海洋に関する教育および訓練</li> <li>・ データ・情報の収集および活用</li> <li>・ 海洋テーママップの調査および作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋・漁業教育訓練プログラム修了者のうち、事業部門、産業部門、および/または労働力に吸収された者の割合</li> </ul>
<b>サファイアブルー（中程度の関連性）</b>			
<b>防災およびリスク軽減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害リスク軽減のためのインフラに関する研究</li> <li>・ 海洋防災（減災、準備、対応、復旧）に関する研究</li> <li>・ 沿岸海洋の災害軽減に関する備え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害リスク軽減</li> <li>・ 減災プログラム</li> <li>・ 災害対策プログラム</li> <li>・ 災害リスク軽減のためのインフラ整備</li> <li>・ 規範、基準および手順の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGs指標11.b：仙台防災枠組2015-2030に沿った、すべてのレベルでの全体的な災害リスク管理の実施</li> <li>・ SDGs指標11.b.1:災害リスク軽減戦略</li> <li>・ SDGs指標11.b.2：リスクの軽減</li> </ul>
<b>海洋再生可能エネルギー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小さな島と沿岸地域のためのクリーンエネルギー</li> <li>・ 再生可能資源からの送電</li> <li>・ 海洋再生可能エネルギー評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸/海域における風力、水力、河川、潮流を利用した発電所の開発</li> <li>・ 海洋温度差発電プラント</li> <li>・ 沿岸部への消費・船舶用のソーラーライトの設置</li> <li>・ 海洋再生可能エネルギー立地の実施候補地の調査およびマッピング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHG削減</li> <li>・ 生産電力量（KwHまたはMW）</li> </ul>

<p><b>エコツーリズム</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸／海域のエコツーリズム</li> <li>持続可能な湖沼観光</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸／海域・湖沼の特別指定地域におけるエコツーリズム開発</li> <li>沿岸／海域の環境に配慮したホテル／民宿とサービス</li> <li>観光地における持続可能なインフラ、施設、交通手段</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な観光指標（観光クリエイティブエコノミー省）</li> <li>SDGs指標14.1.1:沿岸の富栄養化と浮遊プラスチックゴミの密度の指標</li> </ul>
-----------------------	--	--	---

出所：BAPPENAS食料・天然資源・環境担当副大臣によるマッピング-ブルーエコノミー予算タグ付け（2025年）、およびUNDP「ブルーファイナンス戦略文書（2021年）」

**ブルーボンドへの投資を検討する者が考慮すべき事項**

特定のプロジェクトまたは債券が「グリーン」、「ブルー」または「ソーシャル」と定義付けられるために必要となる正確な属性について、現在市場におけるコンセンサスは得られていない。したがって、共和国は、選択されたプロジェクトが環境的または社会的成果に関する期待に応えるものであることを保証するものではない。プロジェクトは、本フレームワークの下で認められた分類に従って選択され、関連する法令および基準に従って進展される予定であるものの、予期された成果をもたらさない可能性があり、また、プロジェクトの立案、構築、実行および運営にあたり、環境および／または社会に対する悪影響が発生しない保証はない。

ICMA原則における提言に従い、共和国は、本フレームワークとICMA原則およびASEAN基準との整合性を確認する目的で、サステナブル・フィッチより、本フレームワークに関する2025年4月30日付のフレームワークの概要およびセカンドパーティー・オピニオン（以下「サステナブル・フィッチレポート」という。）の発行を受けている。サステナブル・フィッチレポートは本書に組み込まれず、かつ、本書の一部を構成しない。共同主幹事会社、インドネシア銀行または財務代理人は、本フレームワークの適合性または内容につきいかなる表明も行わず、また、発行者、共同主幹事会社、インドネシア銀行または財務代理人は、サステナブル・フィッチレポートの適合性につきいかなる表明も行わない。サステナブル・フィッチレポートは、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、また、当初発行日現在のものに過ぎない。加えて、サステナブル・フィッチレポートは情報提供のみを目的としており、サステナブル・フィッチはその内容につきいかなる形式の責任も負わず、かつ／または、サステナブル・フィッチレポートおよび／または同書内で提供される情報の使用によって生じた損失につきいかなる責任も負わない。

**ブルーボンドは、環境志向の将来の投資家に適合しない可能性がある。** 手取金が共和国による適格支出のファイナンスまたはリファイナンスのために用いられるブルーボンドの将来的な発行に関連して、共和国は、(i)本フレームワークを採択し、(ii)サステナブル・フィッチからサステナブル・フィッチレポートを取得し、さらに、(iii)一定のレポートングおよび資金使途の義務について合意した。もっとも、将来の投資家は、共和国が当該義務を遵守しないことがブルーボンドの債券の要項における債務不履行事由を構成せず、また、本フレームワークが、いかなる時であれ、共和国に修正され得ることに留意すべきである。ブルーボンドの発行による手取金によりファイナンスまたはリファイナンスされたいかなる適格支出も、投資家が将来予期または要求する環境およびサステナビリティの基準を満たす保証はない。加えて、本フレームワークで規定されたレポートング義務の不遵守によるサステナブル・フィッチレポートの取下げが、例えばブルーボンドの価値に影響を与え、かつ／または、プロジェクトへの投資負託を受けたポートフォリオを有する一定の投資家層に対し、影響を与える可能性がある。

## 発行登録目論見書の表紙および表紙裏の記載事項

発行登録目論見書の表紙に共和国の名称および国章、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

本債券の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「第（未定）回インドネシア共和国円貨債券（2026）

第（未定）回インドネシア共和国円貨債券（2026）（ブルーボンド）

（注）発行者は、以下に記載される引受人を共同主幹事会社として、円貨債券および／または円貨債券（ブルーボンド）を単数本または複数本立てで起債する予定である。」

発行登録目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本債券に関し、債券の管理会社は設置されておられません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合などには、本債券の元利金の支払を受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行者およびインドネシア銀行の代理人としてのみその職務を行うものとし、また、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理もしくは信託関係を有するものではありません。」

< 上記本債券以外の債券に関する情報 >

## 第二部【参照情報】

以下の訂正が「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示されている。

(訂正前)

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2025年4月25日関東財務局長に提出

会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度 (自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)

2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度 (自 2027年1月1日 至 2027年12月31日)

2028年6月30日までに関東財務局長に提出予定

(後略)

(訂正後)

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

2026年4月21日関東財務局長に提出

会計年度 (自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)

2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度 (自 2027年1月1日 至 2027年12月31日)

2028年6月30日までに関東財務局長に提出予定

(後略)